

農林水産委員會議録 第三十二号

昭和三十七年四月十七日(火曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事秋山 利恭君 理事小山 長規君

理事山口長治郎君 理事丹羽 兵助君

理事山中 貞則君 理事石田 省全君

理事片島 港君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

大野 市郎君 金子 岩三君

亀岡 高夫君 飯谷 忠男君

草野市郎平君 倉成 正君

小枝 一雄君 坂田 英一君

田邊 國男君 谷垣 專一君

網島 正興君 寺島隆太郎君

内藤 隆君 中山 榮一君

福永 一臣君 藤田 義光君

本名 武君 松浦 東介君

米山 恒治君 角屋堅次郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

橋崎弥之助君 西宮 弘君

芳賀 貢君 安井 吉典君

湯山 勇君 稻富 稔人君

玉置 一徳君

出席國務大臣

農林大臣 河野 一郎君

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君

農林事務官 坂村 吉正君

(農林經濟局長)

農林事務官 庄野五一郎君

(農地局長)

委員外の出席者

議員 角屋堅次郎君

農林事務官
(農林經濟局長)
業協同組合部長
大河原 太一郎君

農林事務官
(農地局管理部長)
丹羽雅次郎君

農林事務官
(農地局管理部長)
山路 修君

四月十七日

委員亀岡高夫君及び栗林三郎君辭任につき、その補欠として谷垣專一君及び芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

四月十四日

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十一名提出、衆法第四一號)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十九回國會閣法第六六號)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十九回國會閣法第六七號)

漁業法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十一名提出、衆法第三八號)
水産業協同組合法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十一名提出、衆法第四一號)

○野原委員長 これより會議を開きます。

参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の審査の参考にするため、両案について明十八日午後一時より参考人の出頭を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○野原委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

なお、参考人の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○野原委員長 御異議ないものと認めます。よって、さうに取り計らいます。

○野原委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十時四十六分休憩

○野原委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

午前十時四十八分開議

角屋堅次郎君外十一名提出にかかる漁業法の一部を改正する法律案及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取することといたします。角屋堅次郎君。

漁業法の一部を改正する法律案

漁業法の一部を改正する法律案

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七號)の一部を次のように改正する。

目次中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に、「第五章 削除」を「第五章 沿岸漁業保護区域(第七十五條―第八十一條)」に、「第四百四十五條」を「第四百四十六條」に改める。

第五條第四項中「これを目的とする抵当権若しくは」を削る。

第六條第一項中「定置漁業権」の下に、「海面養殖漁業権を加え、同条第二項中「定置漁業を営む権利をい」の下に、「海面養殖漁業権」とは、海面養殖漁業を営む権利をい」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第二号中「養殖業」の下に「であつて海面養殖漁業以外のものを」と、同項第三号中「養殖業であつて」の下に「海面養殖漁業及び」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 「海面養殖漁業」とは、コンクリート、石、土等によつて圍まれた一平方メートル以上の海面において営む養殖業を内容とする漁業をいう。

第七條中「共同漁業権又はひび、建養殖業、かき養殖業若しくは第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする

る区画漁業権」を「区画漁業権又は共同漁業権」に改める。

第八條中「以下同じ。」の下に「又は漁業生産組合を加え、共同漁業権、区画漁業権(ひび、建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とするものに限る。)」を「区画漁業権、共同漁業権」に改める。

第九條中「定置漁業」の下に、「海面養殖漁業」を加える。

第十一條第一項中「申請期間並びに」の下に「定置漁業、海面養殖漁業及び区画漁業についてはその地元地区(自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。)」を加え、同条第二項中「申請期間又は」の下に「地元地区若しくは」を加え、同条第四項中「申請期間及び」の下に「地元地区若しくは」を加える。

第十四條第一項及び第二項を次のように改める。

漁業の免許について適格性を有する者は、定置漁業、海面養殖漁業又は区画漁業については第十一條に規定する地元地区(以下「地元地区」という。)、共同漁業については同条に規定する関係地区(以下「関係地区」という。))の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会(水産業協同組合法(昭和二十三年法律

第二百四十二号) 第十八条第三項の規定により組合員の資格を限る漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会を除く。)であつて左に掲げるものとする。

一 その組合員(漁業協同組合連合会の場合にはその会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。)のうち、定置漁業、海面養殖漁業又は区画漁業については地元地区内、共同漁業については関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業(総トン数十トン以上の動力漁船を使用して行なう漁業及び第二百二十七条に規定する内水面における漁業を除いた漁業をいう。)を営む者(河川以外の同条に規定する内水面における漁業の免許については当該内水面において漁業を営む者、河川における漁業の免許については遊漁者以外の当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下同じ。)の属する世帯の数が、当該地元地区内又は関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの。

二 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち当該地元地区内又は関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、当該地元地区内又は関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者

の属する世帯の数の三分の二以上であるもの。

2 前項各号の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人の構成員若しくは社員又は当該法人の構成員若しくは社員たる法人の構成員若しくは社員のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

第十四条第三項中「前項」を「第一項」に改め、「地元地区内」の下に又は関係地区内」を加え、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、「地元地区内」の下に「又は関係地区内」を加え、「第二十七条第一項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第六項及び第七項を次のように改める。

6 真珠養殖業(真珠母貝養殖業を除く。以下同じ。)を内容とする区画漁業の免許については、当該区画漁業に経験を有する者(第一項の規定により適格性を有する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会を除く。)であつて左の各号のいずれにも該当しないものは、同項の規定にかかわらず、適格性を有する。

一 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。

二 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて、どんな名目によ

るのであつても、前号の規定により適格性を有しない者によつて、実質上その申請に係る漁業の経営が支配されるおそれがあると認められた者であること。

第十四条第八項中「第十一条に規定する」を削り、「漁民」の下に又は漁業生産組合」を加え、同項を同条第七項とし、同条第九項を削る。

第十五条中「漁業」を「真珠養殖業を内容とする区画漁業」に改める。

第十六条から第十八条までを次のように改める。

第十六条から第十八条までを削除

第十九条を次のように改める。

第十九条 第十一条第四項の規定により公示された真珠養殖業を内容とする区画漁業に係る漁場の区域の全部又は一部が当該公示の日(当該区画漁業に係る漁場の区域について同項の規定による変更の公示がされた場合には、当該公示の日。以下同じ。)以前一年間に真珠養殖業を内容とする区画漁業権の存する水面である場合における真珠養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、左の順序による。

一 その組合員のうち当該漁業に係る地元地区内に住所を有し真珠養殖業を営む者の属する世帯の数が当該地元地区内に住所を有し真珠養殖業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるか若しくはその組合員のうち当該漁業に係る地元地区内に住所を有し当該地元地区の地先水面において真珠養殖業を営む者

の当該漁業に使用する水面の面積が当該地元地区内に住所を有し当該地先水面において真珠養殖業を営む者の当該漁業に使用する水面の面積の三分の二以上である漁業協同組合又は当該公示の日以前一年間に当該漁業に係る水面において真珠養殖業を営んでいた者で当該漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会以外のものであるもの。

二 前号に掲げる漁業協同組合及び漁業協同組合連合会以外の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

三 前二号に掲げる者以外の者

第十四条第二項(世帯の数の計算)の規定は、前項第一号の世帯の数を計算する場合について準用する。

3 第一項第三号の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 地元地区内に住所を有する者

二 前号に掲げる者以外の者

4 第一項及び前項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするに左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一 漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の組合員の当該漁業を営む程度又は地元地区内に住所を有する漁民を使用する程度

二 当該漁業にその者(当該漁業を営まない漁業協同組合又は漁

業協同組合連合会の場合にはその組合員)の経済が依存する程度

三 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

5 第十一条第四項の規定により公示された真珠養殖業を内容とする区画漁業に係る漁場の区域の全部が当該公示の日以前一年間に真珠養殖業を内容とする区画漁業権の存しなかつた水面である場合における真珠養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、左の順序による。

一 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

二 前号に掲げる者以外の者

6 第四項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十條を次のように改める。

第二十一條 削除

第二十一條第一項中「区画漁業権にあつては五年」の下に「海面養殖漁業権又は」を加え、同条第二項中「区画漁業権」を「海面養殖漁業権又は区画漁業権」に改める。

第二十三條第二項を次のように改める。

2 漁業権は、移転(譲渡、滞納処分又は強制執行による移転をいう。)又は先取特権、質権若しくは抵当権の目的となることができない。

第二十四條から第二十七條までを次のように改める。

第二十四條から第二十七條までを削除

第二十四條から第二十七條までを次のように改める。

第二十四條から第二十七條までを削除

第二十四條から第二十七條までを次のように改める。

第二十四條から第二十七條までを削除

第二十八条の見出し及び同条第一項中「定置漁業権又は区画漁業権」を「漁業権」に改め、同条第二項中「第十四条第一項」を「真珠養殖業を内容とする区画漁業権を取得した者である場合においてその者が第十四条第六項に、「一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならぬ。」を「その漁業権を取り消さなければならぬ。」に改める。

第三十条に次のただし書を加える。
ただし、省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、定置漁業権又は海面養殖漁業権を一時的に付ける場合は、この限りでない。

第三十六条を次のように改める。
第三十六条 削除

第三十七条第一項中「二年間休業したときは」の下に「第三十条ただし書の規定により漁業権を貸し付けた場合を除き」を加える。

第三十八条第三項中「第十五条から第二十条まで」を「第十九条」に改める。

第三十九条第十項及び第十一项を削り、同条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一项とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第四十一条を次のように改める。

(水産動植物の繁殖保護義務)

第四十一条 漁業権者たる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該漁業権に係る漁場における水

産動植物の繁殖保護に努めなければならない。

第四十五条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 海区漁業調整委員会は、第二項の公示の日から九十日以内に、当該申請について裁定をしなければならない。

第五十条第一項中「これを目的とする先取特権、抵当権」を削る。

第三章 指定漁業
第五十二条を次のように改める。

(指定漁業)
第五十二条 左の各号に掲げる漁業(以下「指定漁業」と総称する。)は、主務大臣の許可を受けなければ、営んではならない。

一 母船式かき漁業(製造、冷蔵その他の処理設備を有する母船(以下「母船」といふ。)及びその附属漁船を使用してかきをとる漁業をいう。以上この条において同じ。)

二 母船式さけ・ます漁業(母船及びその附属漁船を使用してさけ又はますをとる漁業をいう。以下この条において同じ。)

三 母船式鯨漁業(母船及びその附属漁船を使用して鯨をとる漁業をいう。以下この条において同じ。)

四 母船式まぐろ漁業(母船及びその附属漁船を使用してかつを、まぐろ、かじき又はさめをとる漁業をいう。以下この条において同じ。)

五 母船式底びき網漁業(母船及びその附属漁船を使用して底びき網により営む漁業をいう。以下この条において同じ。)

六 捕鯨業(スクリューを備える船舶によりもろづつを使用して鯨をとる漁業(母船式鯨漁業を除く。)をいう。)

七 トロール漁業(スクリューを備える船舶によりオッタートロール又はビームトロールを使用して営む漁業(母船式底びき網漁業を除く。)をいう。)

八 機船底びき網漁業(総トン数十五トン以上のスクリューを備える船舶により底びき網を使用して営む漁業(母船式底びき網漁業を除く。)をいう。)

九 かつお・まぐろ漁業(総トン数二十トン以上のスクリューを備える船舶により釣又はうきはえなわを使用してかつお、まぐろ、かじき又はさめをとる漁業(母船式まぐろ漁業を除く。)をいう。)

十 まき網漁業(政令で定める海域において総トン数十五トン以上の船舶によりまき網を使用していわし、かつお、まぐろ、さば、あじ、又はぶりをとる漁業をいう。)

十一 さけ・ます流し網漁業(総トン数三十トン以上のスクリューを備える船舶により流し網を使用してさけ又はますをとる漁業(母船式さけ・ます漁業を除く。)をいう。)

十二 さけ・ますはえなわ漁業(総トン数十トン以上のスク

リューを備える船舶によりはえなわ(ひきなわを含む。)を使用してさけ又はますをとる漁業(母船式さけ・ます漁業を除く。)をいう。)

十三 さば漁業(東経百三十度以西の太平洋において総トン数五十トン以上の船舶によりさば又はあじをとる漁業(まき網を使用してさば又はあじをとるものを除く。)をいう。)

十四 さんま漁業(オホーツク海及び日本海を除く北緯三十四度五十四分以北の太平洋において総トン数十トン以上の船舶を使用してさんまをとる漁業をいう。)

十五 白蝶貝等採取業(総トン数二十トン以上のスクリューを備える船舶により潜水器を使用して白蝶貝、黒蝶貝、まべ、高瀬貝(さらさばてい)、広瀬貝(ぎんたかはま)又は夜光貝をとる漁業をいう。)

2 前項の許可は、船舶(母船式かき漁業、母船式さけ・ます漁業、母船式鯨漁業、母船式まぐろ漁業又は母船式底びき網漁業(以下「母船式漁業」と総称する。))にあつては、母船)ごとにするものとする。

第五十三条を次のように改める。
(母船式漁業の許可)

第五十三条 母船式漁業の許可は、別に法律で定める母船式漁業公社に対し、これを行なうものとする。

第五十四条中「指定遠洋漁業」を「指定漁業(母船式漁業を除く。以下

第五十九条までにおいて同じ。)」に改める。

第五十五条第一項中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改める。

第五十六条第一項各号列記以外の部分中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改める。

第五十七条第一項各号列記以外の部分中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改める。

第五十八条を次のように改める。
(公示)

第五十八条 主務大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可をする場合には、第五十五条第一項及び第五十九条の規定による場合を除き、当該指定漁業につき、あらかじめ、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければならない。

2 前項の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、三箇月を下ることができない。ただし、省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

3 主務大臣は、第一項の規定により公示すべき事項を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。ただし、前項の省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 主務大臣は、一の指定漁業につきその許可をし又は起業の認可をし、又は水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、第一項の規定による公示をしなければならない。

5 中央漁業調整審議会は、前項の公示に關し主務大臣に意見を述べることが出来る。

第五十八条の次に次の一条を加える。

(公示に基づく許可等)

第五十八条の二 前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、同項の規定により公示した事項の内容と異なる内容の申請である場合及び第五十六条第一項各号の一に該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

2 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数をこえる場合には、前項の規定にかかわらず、主務大臣は、左に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可をしなければならない。

- 一 労働条件
- 二 当該指定漁業についての経験の程度、資本その他経営能力
- 三 当該指定漁業にその者の経済が依存する程度
- 四 水産動植物の繁殖保護若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該

指定漁業へ転換を図る場合の必要の程度

五 漁業協同組合、漁業協同組合連合会若しくは漁業生産組合であるかどうか又はその育成強化を図る必要の程度

第五十九条の見出しを「許可等の特例」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「指定遠洋漁業の許可を受けた者が」を「指定漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、「六箇月以内」の下に「(その許可の有効期間中に限る。)」を加え、同条を同条第二号とし、同条第四号から第六号までを削る。

第六十条第一項中「指定遠洋漁業の許可の期間を」指定漁業の許可の有効期間に改め、「第四号又は第六号」を削り、同条第二項中「漁業調整」を「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」に改め、「限度において」の下に「中央漁業調整審議会の意見をきいて、」を加え、「前項」を「第一項」に改め、同条を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の有効期間は、同一の指定漁業(母船式漁業を除く。)については、同一の期日に満了するようになければならない。

第六十一条中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。

(相続又は合併)

第六十一条の二 指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により指定漁業を営むべき者を定めたときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人は、当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から二箇月以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

第六十二条第一項を削り、同条第二項中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に、同項各号列記以外の部分及び同項第二号中「許可」を「許可又は起業の認可」に改め、同項の項番号を削る。

第六十三条中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に、「第十四項」を「第十一項」に、「第十三項」を「第十一項」に、「第十四条」を「第十四条に規定する資格性を有する者でなくなつたとき」に、「第五十七條」を「第五十六條第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき」に、「同条第十三項」を「同条第十一項」に改める。

第六十四条を次のように改める。

(中央漁業調整審議会に対する報告)

第六十四条 主務大臣は、毎年少なくとも一回、中央漁業調整審議会に対し、指定漁業の許可及び起業

の認可の状況を報告しなければならない。

第六十六条第一項中「第六條第五項」を「第六條第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十一條(免許の内容等の事前決定)及び第十三條第一項第一号を除く。(免許をしない場合)の規定は、第一項の許可をする場合について準用する。この場合において、第十一條第一項中「申請期間並びに指定漁業、海面養殖漁業及び区域漁業についてはその地元地区(自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。)、共同漁業についてはその関係地区」とあるのは「並びに申請期間」と読み替へるものとする。

第六十六條の二第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第五十六條から第五十八條の二まで(許可又は起業の認可をしない場合等)の規定は、第一項の許可をする場合について準用する。この場合において、「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十七條第二項並びに第五十八條第三項及び第五項中「中央漁業調整審議会」とあるのは「関係漁業調整委員会」と読み替へるものとする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 沿岸漁業保護区域

第七十五條から第八十一条までを次のように改める。

第七十五條 農林大臣は、沿岸漁業(漁業権に基づく漁業を除く。)の

ためにその漁場を確保する必要があると認めるときは、省令で、一定の漁場の区域を沿岸漁業保護区域として指定することができる。

2 農林大臣は、前項の省令を定めようとするときは、中央漁業調整審議会、関係都道府県知事及び関係漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定により農林大臣が指定した沿岸漁業保護区域においては、何人も、総トン数十トン以上の漁船を使用して漁業(漁業権に基づく漁業を除く。)を営んではならない。

第七十六條から第八十一条まで 削除

第八十五條第六項中「には、書記又は補助員を置くことができる。」を「の事務を処理させるため、委員会に事務局を置き、これに事務局長その他所要の職員を置くものとする。」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「第三項第二号」を「第一項第四号又は第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を次のように改める。

海区域漁業調整委員会は、左に掲げる委員二十人をもつて組織する。

- 一 沿岸漁業者委員 八人
- 二 沖合・遠洋漁業者委員 二人
- 三 漁業労働者委員 四人
- 四 学識経験者委員 四人
- 五 公益代表者委員 二人
- 2 沿岸漁業者委員、沖合・遠洋漁業者委員又は漁業労働者委員は、

それぞれ、沿岸漁業者委員、沖合・遠洋漁業者委員又は漁業労働者委員の被選挙権を有する者につき、沿岸漁業者委員、沖合・遠洋漁業者委員又は漁業労働者委員の選挙権を有する者が選挙する。

3 学識経験者委員は学識経験がある者のうちから、公益代表者委員は海区内の公益を代表すると認められる者のうちから、都道府県知事が選任する。

第二項中「前項を」前第三項に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を次のように改める。

2 海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村（海に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み又はこれに従事する者が相当数の区域内に住所又は事業場を有している等特別の事由によつて主務大臣が指定したものを含む。以下この条において同じ。）の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に三十日以上沿岸漁業を営むもの（次項に規定する者を除く。）は、海区漁業調整委員会の沿岸漁業者委員の選挙権及び被選挙権を有する。

2 海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する者であつて一年に三十日以上沖合・遠洋漁業（総トン数十トン以上の動力漁船を使用して行なう漁業であつて、第二百二十七条に規定する内水面における漁業でないものをいう。）を営むものは、海区漁業調整委員会

の沖合・遠洋漁業者委員の選挙権及び被選挙権を有する。

3 海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村の区域内に住所を有する者であつて一年に三十日以上漁業のために沿岸漁業又は沖合・遠洋漁業に従事するもの（前二項に規定する者を除く。）は、海区漁業調整委員会の漁業労働者委員の選挙権及び被選挙権を有する。

5 海区漁業調整委員会の沿岸漁業者委員、沖合・遠洋漁業者委員若しくは漁業労働者委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であつて、当該委員又は役員に就任する際前四項の規定による沿岸漁業者委員、沖合・遠洋漁業者委員又は漁業労働者委員の選挙権又は被選挙権を有していたものは、在任中行なわれる選挙又は退任後最初に行なわれる選挙については、前四項の規定により沿岸漁業者委員、沖合・遠洋漁業者委員又は漁業労働者委員の選挙権又は被選挙権を有しない場合（沿岸漁業者委員、沖合・遠洋漁業者委員又は漁業労働者委員のいずれかの選挙権又は被選挙権を有する場合を除く。）であつても、これらの者が委員又は役員に就任する際前四項の規定により有していた沿岸漁業者委員、沖合・遠洋漁業者委員又は漁業労働者委員の選挙権及び被選挙権を有するものとみなす。

第八十九條第一項中「第八十六條第一項を」第八十六條第一項から第三項までに改め、「調査し、」の下に「同条第一項から第四項までの規定により沿岸漁業者委員、沖合・遠洋漁業者委員又は漁業労働者委員の選挙権を有する者の区分ごとに」を加える。

第九十二條第二項中「第八十五條第三項第一号を」第八十五條第一項第一号又は第三号に、「委員の欠員の数とあわせて二人以下を」沿岸漁業者委員にあつては当該委員の欠員の数とあわせて二人以下である場合及び漁業労働者委員にあつては一人に改める。

第九十三條第一項中「第八十五條第三項第一号を」第八十五條第一項第一号から第三号までに改め、同条第二項中「当選人の不足数とあわせて二人以下を」沿岸漁業者委員にあつては当該委員の不足数とあわせて二人以下である場合及び漁業労働者委員にあつては一人に改める。

第九十七條の二第二項中「第八十五條第三項第一号を」第八十五條第一項第一号から第三号まで、「同項第二号を」同項第四号又は第五号に改め、同条第二項中「第八十五條第三項第一号を」第八十五條第一項第一号から第三号までに改める。

第九十八條第二項中「第八十五條第三項第一号を」第八十五條第一項第一号から第三号までに改める。第一百零一条中「第八十五條第三項第二号を」第八十五條第一項第四号又は第五号に改める。第一百五條第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項を」第四項に改

め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県知事又は海区漁業調整委員会が第三項又は前項の規定により協議を求めたときは、当該他の都道府県知事又は当該他の漁業調整委員会は、その協議に応じなければならない。

第六十六條第五項中「同条第五項を」同条第六項に改め、同条第六項中「前条第五項を」前条第六項に改め、同条第七項中「前条第六項を」前条第七項に改め、同条第八項中「第七項を」第八項に改める。

第一百零一条中「第八十五條第二項、第四項から第六項までを」第八十五條第四項から第七項まで、「第八十五條第四項から第七項までを」第八十五條第四項から第七項まで、「書記又は補助員を」事務局に、「第八十五條第二項の委員を」第八十五條第四項中の「第一項第四号又は第五号の委員」に、「第五項中を」第六項中に改める。

一 沿岸漁業を営む者を代表する者 三人
二 沖合・遠洋漁業を営む者を代表する者 七人
三 第二百二十七条に規定する内水面における漁業を営む者及びその者のために当該漁業に従事する者（河川において漁業を営む者及びその者のために当該漁業に従事する者以外の水産動植物の採捕又は養殖をする者（遊漁者を除く。）を含む。）を代表する者 一人

四 沿岸漁業を営む者のために当該漁業に従事する者を代表する者 三人

五 沖合・遠洋漁業を営む者のために当該漁業に従事する者を代表する者 七人
六 学識経験がある者 九人
第七十三條の次に次の一条を加える。

（資料の提出等の要求）
第七十三條の二 中央漁業調整審議会は、第七十二條に規定する事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第七十四條中「第八十五條第四項から第六項までを」第八十五條第五項から第七項まで、「書記又は補助員を」事務局に、「第八十五條第四項、第五項を」第八十五條第五項、第六項に改める。

第七十六條第三項中「第十一項までを」第九項までに改め、同条に次の二項を加える。
4 前項の規定により損失を補償する場合において、当該土地又は物の上に先取特権又は抵当権があるときは、当該先取特権者又は抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、政府は、当該補償金を供託しなければならぬ。
5 前項の先取特権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行なうことができる。

第二百三十三條第二項中、「第十項及び第十一項」を「並びに第百十六條第四項及び第五項」に改める。

第二百二十七條中「第五種共同漁業」を「共同漁業（第四種共同漁業を除く。以下次条において同じ。）」に改める。

第二百二十八條第一項中「第五種共同漁業」を「共同漁業」に改める。

第三百三十二條中「第八十五條第二項、第四項から第六項まで」を「第八十五條第四項から第七項まで」に、「書記又は補助員」を「事務局」に改める。

第三百三十四條第四項中「第百十六條第三項」の下に「から第五項まで」を加える。

第三百三十八條第二号中「第三十六條の規定による漁業の許可又は指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同条第三号中「指定漁業権」の下に「海面養殖漁業権」を加え、「指定遠洋漁業若しくは第三十六條の規定により許可を受けた漁業」を「指定漁業」に、同条第五号中「指定遠洋漁業」を「指定漁業」に改め、同条に次の一号を加える。

七 第七十五條第三項の規定に違反した者

第百四十一條第一号を次のように改める。

一 第二十三條第二項の規定に違反して漁業権を譲渡又は質権若しくは抵当権の目的とした者
第百四十一條中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、以下二号ずつを繰り上げる。

第百四十二條中「前条第一号から第四号まで」を「前条第一号若しくは第二号」に改める。

第百四十四條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第百四十五條中「若しくは第二号」を削る。

第百四十五條の次に次の一条を加える。

第百四十六條 第三十五條（第六十三條において準用する場合を含む。）又は第六十一條の二第二項の規定による届出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

附則 第四項から第八項までを削り、附則第九項を附則第四項とし、以下五項ずつ繰り上げる。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十五條、第八十六條、第八十九條、第九十二條、第九十三條、第九十七條の二、第九十八條及び第百條の改正規定は、昭和三十七年八月十五日から施行し、附則第七條の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行（前条本文の規定による施行をいう。以下同じ。）の際現に存する改正前の漁業法（以下「旧法」という。）第六條第二項に規定する区画漁業権の内容たる区画漁業であつて改正後の漁業法（以下「新法」という。）第六條第四項に規定する海面養殖漁業に

該当するものは、当該区画漁業権のこの法律の施行の際に存する存続期間中は、これを新法第六條第二項に規定する区画漁業権の内容たる区画漁業とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に存する漁業権を有する者であつて旧法第十四條に規定する適格性を有するものは、新法第十四條の規定にかかわらず、当該漁業権のこの法律の施行の際に存する存続期間中は、当該漁業の免許について適格性を有する者とみなす。

第四条 当分の間、新法第五十三條の規定は、適用しない。

2 当分の間、新法第五十二條、第五十四條、第五十六條、第五十八條及び第六十條の規定の適用については、新法第五十二條第二項中「（母船）ごと」とあるのは「（母船又は附属漁船）ごと」と、新法第五十四條中「指定漁業（母船式漁業を除く。以下第五十九條までにおいて同じ。）とあるのは「指定漁業」と、新法第五十六條第一号中「有する者でない場合」とあるのは「有する者でない場合又は申請者が当該申請に係る母船と連けいして当該漁業に従事すべき附属漁船若しくは当該申請に係る附属漁船と連けいして当該漁業に従事すべき母船について、現に許可若しくは起業の認可を受けており若しくは受けようとする者」と異なる場合において、その申請につきその者の同意がないとき」と、新法第五十八條第一項中「操業期間別の隻数」とあるのは「操業期間別の隻数（母船式漁業にあつては、母船の総トン

数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数並びに各母船と連けいして当該漁業に従事すべき附属漁船の種類別及び総トン数別の隻数）」と、新法第六十條第二項中「指定漁業（母船式漁業を除く。）」とあるのは「指定漁業」とする。

3 当分の間、母船式漁業に係る新法第五十二條第一項の許可又は新法第五十四條第一項の起業の認可は、母船にあつてはこれと連けいして当該漁業に従事すべき附属漁船を、附属漁船にあつてはこれと連けいして当該漁業に従事すべき母船をそれぞれ指定して行なうものとする。

4 当分の間、次の各号の一に該当する場合は、母船と連けいして母船式漁業に従事する附属漁船の全部又は附属漁船と連けいして当該漁業に従事する母船に係る母船式漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 母船式漁業の許可を受けた母船又はこれと連けいして当該漁業に従事する附属漁船の全部が当該漁業を廃止したとき。

二 母船式漁業の許可又は起業の認可を受けた母船又はこれと連けいして当該漁業に従事する附属漁船の全部が滅失し、又は沈没したとき。

三 母船式漁業の許可を受けた母船又はこれと連けいして当該漁業に従事する附属漁船の全部を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その母船又は附属漁船の全部につき使用する権利を失つたとき。

四 母船又はこれと連けいして当該漁業に従事する附属漁船の全部につき母船式漁業の許可又は起業の認可が新法第六十三條において準用する新法第三十八條第一項又は第三十九條第二項の規定により取り消されたとき。

第五条 旧法第五十二條第一項又は第六十五條第一項の規定に基づく省令の規定により主務大臣の許可を要する漁業で新法第五十二條第一項の指定漁業となつたもの（以下「代替漁業」という。）についてした許可又は起業の認可であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ新法第五十二條第一項又は新法第五十四條第一項の規定によりしたものとみなす。

2 前項の規定により新法第五十二條第一項の規定によりしたものとみなされる許可の有効期間は、新法第六十條の規定にかかわらず、代替漁業ごとに、この法律の施行の日から五年をこえない範囲内において、かつ、その残存期間の最も長い許可の有効期間の満了日以後において政令で定める日に満了するものとする。

第六条 旧法又はこれに基づく省令の規定により主務大臣又は都道府県知事のした処分が新法又はこれに基づく省令に相当する規定があるものは、それぞれその相当する規定によつてしたものとみなす。

第七条 漁業調整委員会又は中央漁業調整審議会の委員であつて、昭

和三十七年八月十四日に現に在任するものの任期は、その任期の定めにかかわらず、その日に満了する。

2 昭和三十三年八月十五日以後最初に海区漁業調整委員会の選挙による委員となる者の選挙については、その日前であつても、新法第八十五条第一項及び第二項、第八十六條、第八十九條第一項、第九十二條第二項、第九十三條第一項及び第二項並びに第九十四條の規定を適用する。

3 前項の選挙に用いる海区漁業調整委員会選挙人名簿の調製、縦覧及び確定並びに異議の申立て及び決定に関する期日及び期間は、新法第八十九條の規定にかかわらず、政令で定める。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(漁業財団抵当法の一部改正)
第九条 漁業財団抵当法(大正十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「定置漁業権若ハ区画漁業権(ヒビ建築殖業、カキ養殖業、漁業法(昭和二十四年法律第五号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル湖沼以外ノ内水面ニ於ケル魚類養殖業又ハ第三種区画漁業タル貝類養殖業ヲ内容トスル区画漁業権ニシテ漁業協同組合又ハ漁業協同組合連合会ノ有スルモノヲ除ク以下同ジ)ヲ有スル者」を削る。
第二条第一項第一号を次のように改める。

一 削除
第三条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第一項を削る。

第四条及び第五條を次のように改める。

第四条及び第五條 削除
第六条中「定置漁業権又ハ区画漁業権ハ其ノ漁場ニ最近キ沿岸ノ属スル市町村又ハ之ニ相当スル行政区域」を削る。

(漁業財団抵当法の改正に伴う経過措置)
第十条 前条の規定の施行の際現に改正前の漁業財団抵当法第一条に規定する定置漁業権又は区画漁業権を有する者が設けている漁業財団については、なお従前の例による。

理由

漁業基本法の精神にのっとり、漁業権は漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に免許することとし、漁業に関する許可制度を改善し、母船式漁業についてはこれを母船式漁業公社に行なわせることとし、沿岸漁業についてはこれを保護するため沿岸漁業保護区域を指定することができることとし、海区漁業調整委員会又は中央漁業調整審議会の委員は階層別に選挙又は選任することとする等漁業制度を改善する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約十二億七千万円の見込みである。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
水産業協同組合法の一部を改正する法律

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「左の組合以外の組合」を「組合」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第十一条第一項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号中「技術」を「経営及び技術」に、「及び」を、「漁村の生活の改善及び文化の向上並びに」に改め、「教育」の下に「及び指導」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「漁船保険」の下に「若しくは水産業協同組合共済会の行なり共済」に改め、同号を同項第十号とし、同項第一号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 漁業権又は入漁権の保有及び管理
二 漁業の経営
第十二条第四項中「第一項第一号又は第二号」を「第一項第三号又は第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項第一号又は第二号」を「同項第三号又は第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 第十九条第一項の規定により組合員に出資させ、かつ、その行なり前項第二号の事業(これに附帯する同項第十四号の事業を含む。以下第四項までにおいて同じ。)に常時従事する組合員又は組合員と世帯を同じくする者が当該事業に常時従事する者の三分の二以上である組合員以外の組合は、同項の規定にかかわらず、同項第二号の事業を行なうことができない。
3 組合が第一項第二号の事業を行なうには、組合員の三分の二以上の書面による同意を必要とする。
4 第一項第二号の事業を行なう組合が第二項の規定によりその事業を行なうことができないこととなつた場合には、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るとともに、その事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならぬ。この場合には、組合は、定款の変更があるまではその事業を行なうことができない。
第十二条第一項中「前条第一項第五号」を「前条第一項第七号」に改める。
第十六条第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十三号」に改める。
第十七条を次のように改める。
第十七条 削除
第十八条を次のように改める。
第十八条 組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者とす。
(組合員たる資格)
第十八条 組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者とす。
一 組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二

十七条に規定する内水面において漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者を主たる構成員とする組合(以下「内水面組合」という。)にあつては、内水面において漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする日数)が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数をこえる漁民及び河川において水産動植物の採捕又は養殖をする個人

二 組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合
三 組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(組合及び漁業生産組合を除く。)であつて、その常時使用する従業員の数が百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。)の合計総トン数が二百トン以下であるもの

2 組合(河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合を除く。)の地区が市町村又は特別区の区域をこえるものにあつては、定款の定めるところにより、前項の規定により組合員たる資格を有する者を特定する者(以下「特定組合員」という。)の種別の漁業を営む者又はこれに従事する者に限ることができる。
3 前項の規定により組合員たる資格を有する者を特定する種別の漁業

十七条に規定する内水面において漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者を主たる構成員とする組合(以下「内水面組合」という。)にあつては、内水面において漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする日数)が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数をこえる漁民及び河川において水産動植物の採捕又は養殖をする個人

を営む者又はこれに従事する者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、第一項に規定する者のほか、左に掲げる者は、当該組合の組合員たる資格を有する者とする。

一 組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(組合及び漁業生産組合を除く。)であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン以下であるもの

二 組合の地区の全部又は一部を

地区とする漁業を営む組合

4 組合(内水面組合を除く)は、定款の定めるところにより、第一項第一号の規定により組合員たる資格を有する者を漁業を営み又はこれに従事する者であつてその営み又は従事する日数が一年を通じて九十日から百二十日までの間で定款で定める日数をこえるものに限ることができる。

5 組合は、前四項に規定する者のほか、左に掲げる者であつて定數で定めるものを組合員たる資格を有するものとすることができる。

一 前四項の規定により組合員たる資格を有する者以外の漁民又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者

二 業種別組合以外の組合にあつては、当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人組合及び第一項第二号又は第三号の規定により当該組合の組合員たる資格を有する法人を除く。であつて、その常時使

用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン以下であるもの

三 組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者又は常時使用する従業員の数が四十人以上である水産加工業を営む法人

四 組合の地区の全部又は一部を地区とする組合(業種別組合にあつては、第三項第二号の規定により組合員たる資格を有する組合を除いた組合)

第二十一条第一項ただし書中「第十八条第三項」を「第十八条第五項」に改める。

第三十二条第一項ただし書中「第十二条第一項第三号から第五号まで」を「第十一条第一項第五号から第七号まで」に改める。

第三十四条第七項中「組合員（准組合員を除く。）」を「准組合員以外の組合員（法人にあつては、その役員）」

に、「設立の同意を申し出た漁民」を「組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの(法人にあつては、その役員)」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 前項本文の准組合員以外の組合員又は同項ただし書の設立の同意を申し出た者は、内水面組合以外の組合にあつては、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて九十日以上である者でなければならぬ。

第三十五条の次に次の一条を加へる。

(理事の忠実義務)
第三十五条の二、理

令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。
- 3 理事がその職務を行なうにつき

惡意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帶して損害賠償の責めに任ずる。

重要な事項につき第四十三条第一

項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第四十三條第一項中「第十二條第一項第三号から第五号まで」を「第十二條第一項第五号から第七号まで」に改める。

第四十五条中「役員には、」を「理事には」に、「第五十六条まで、第五十九条及び第六十一条第一項」を「第五

十五条まで及び第六十一条第一項の規定を、監事には第三十五条の二及び民法第五十九条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（行政庁による仮理事の選任又は総会の招集）

第四十五条の二 役員職務を行なう者が不在のため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事を選任し、又は役員を選挙するための総会を招集して役員を選挙させることができる。

2 第四十一条の規定は、前項の総会の招集について準用する。

第五十二条第七項中「組合」の下に「(内水面組合を除く。)」を加える。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（専門審議会）
第五十二条の二 組合は、定款の定めるところにより、理事の諮問に応じて、漁業権又は入漁権の管理

に關する事項、漁業に従事する者である組合員の福祉の増進に關する事項その他組合の業務の運営に關する重要事項を調査審議させる

ため、それぞれの事項ごとに、専門審議会を設けることができる。

る事項に關し、理事に意見を述べることが出来る。

3 専門審議会の委員は、定款の定めるところにより、組合員のうち

から総会において選任する。

4 前三項に規定するもののほか、専門審議会の組織及び運営に関し

必要な事項は、規約で定める。
第五十五条第一項中「第十一条第一項第三号から第五号まで」を「第十一条第一項第五号から第七号まで」に改め、同条第四項中「第十一条第一項第十号」を「第十一条第一項第十

「二」に改める。

第五十六条第二項中「五分」を「二

第五十九条中「二十人以上の漁民」を「組合員准組合員を除く。」となろ
うとする者五十人以上」に改める。
第六十一条第一項及び第三項中
「漁民」を「組合員准組合員を除く。」
となろうとする者」に改める。

第六十四条を次のように改める。
(設立の認可)

第六十四条 行政庁は、前条第一項の認可の申請があつたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、設立の認可をしなければなら

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分

に違反するとき。

二 事業を行なうために必要な經營的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難

であると認められるとき。
第六十五條の次に次の一條を加える。

（設立の認可の取消）
第六十六條の二 組合が第六十三條
第一項の認可があつた日から九十
日を経過しても設立の登記をしな

いときは、行政庁は、その認可を取り消すことができる。

第六十八条第三項中「第六十四条」

を「第六十四条第一号」に改め、同条第四項中「二十人」を「五十人」に改める。

第八十五条第二項中「一割」を「二割」に改める。

第八十六条第三項中「第五十九条

及び」を「第五十九条中「五十人」とあるのは「七人」と、」に改め、同条第四

項中「二十人」を「五十人」に改める。
第八十七條第一項第九号中「漁船保險」の下に「若しくは水産業協同組合共済會の行なふ共済」を加え、同項第十一号中「技術」を「經營及び技術」に、「及び」を「漁村の生活の改善及び文化の向上並びに」に改め、

第百三十条第二号中「第十一条第三項」を「第十一条第六項」に、同条第三号中「第十七条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合でその組合員が五十人未満であるものについての改正後の水産協同組合法第六十八条第四項の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までは、同項中「五十人」とあるのは「二十人」とする。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産協同組合法の適用の特例に関する法律（昭和二十五年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第一項第七号及び第八号」を「第十一条第一項第九号及び第十号」に改める。

第二条第一項中「第十八条第三項」を「第十八条第五項」に改める。

第五条中「第十一条第三項」を「第十一条第六項」に改める。

5 町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「漁民を」を「に改め、同条二項を削る。」

6 漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

理由

漁業基本法の精神にのっとり、水産協同組合の健全な発展を図るため、漁業協同組合の組合員資格を適正にし、漁業協同組合に専門審議会を設けることができることとし、水産協同組合の役員の責任を明確にする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○角屋議員 この際皆さんのお許しを得て、私どもの党の提案によりまする漁業法の一部を改正する法律案並びに水産協同組合法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

まず、漁業法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を申し上げます。

わが国の水産業は、一方で資本制漁業の目ざましい伸長が見られるにもかかわらず、他方では沿岸の膨大な零細漁民の極度の窮乏が見られるなど、幾多の不健全な姿を露呈しております。

このようなかたが水産業のあり方を改め、これを確固たる基礎に据えるため、日本社会党は今次国会に漁業基本法を提案いたしました。

法を提案いたしました。この法律案の中に集大成いたしております基本政策としての漁業法の改正を期し、各方面の意見を求めつつこれを法律案として取りまとめました。他方、政府におい

ても漁業法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしました。政府の改正案は、現行法の不備を補い、事態の進展に適應させるためといえながら、実際には水産関係団体との妥協の産物として生まれた感が深く、しかも、零細漁民を大量に漁業から追放することを大きなねらいとして持っております。従って、日本漁業の健全な発展を期し、働く漁民の権利を守るためには、政府案は、このままの形では成立せしめてはならないものと考えます。

これが、この法律案を提出するに至った理由であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、漁業権制度に関する改正であります。まず第一点といたしまして、漁業権の分類について整理を行ない、一万平方メートル以上の海面を区切って営む養殖事業を、従来の区画漁業権から分離して新たに海面養殖漁業権として設けることにいたしました。

これは、将来性を持つ海面養殖事業を漁協の自営事業として発達させ、漁利をあまり均等させるようにするためであります。

第二点といたしまして、漁民の利益を守るため、いわゆる組合管理漁業権における各自漁業を営む権利をあくまで存置することにするとともに、これを漁業生産組合にまで拡大いたしました。

第三点といたしまして、真珠養殖事業を内容とする区画漁業権を除き、漁業権を漁業協同組合に免許することとし、免許を受ける漁業協同組合の適格性について規定いたしました。

第四点といたしまして、真珠養殖事業を内容とする区画漁業権の免許は、従来の経営者免許の原則を修正し、漁業協同組合にも免許ができることといたしました。

第五点といたしまして、漁業権の移転、抵当権の設定及び貸付に関する規定を整備し、抵当権、企業担保権、先取特権の設定を禁ずるとともに、漁業協同組合の合併による場合を除き、漁業権を移転することはできないことといたしました。

第六点といたしまして、漁業権者たる漁業協同組合またはその連合会は、当該漁業権にかかる漁場における水産動植物繁殖保護に努めねばならないとの規定を設けることによって、沿岸漁場の豊度を高める措置を講じました。

第七点といたしまして、漁業権の存続期間及び更新制度に関する規定を整備し、海面養殖漁業権の存続期間を共同漁業権と同様十年とするほか、区画漁業権についての更新制度は存置するものとし、海面養殖漁業権についても更新制度を認めることといたしました。

第二は、許可漁業に関する改正であります。まず第一点といたしまして、大臣許可漁業の根拠を統一するとともに、漁業種類を法定いたしました。

第二点といたしまして、大臣許可漁業は船舶ごとに許可を受けるのでなければ営んでならないものとしたしました。ただし、母船式漁業にあつては、別に定める法律によつて国の監督のもとに置かれる母船式漁業公社に対して行なうものとするが、その態勢が整うまでの当分の間は、母船または独

航船ごとに行なうものとしたしました。

第三点といたしまして、農林大臣は大臣許可漁業について、あらかじめ水産動植物の繁殖保護または漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、その許可または起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数などを定めてこれを公示し、適格性を備え、かつ、申請期間内に申請したものに対しては、原則としてそれを許可または認可せねばならないことといたしました。

なお、申請の隻数が公示隻数をこえる場合は、上述の規定にかかわらず、労働条件、経験の程度などを勘案して許可すべきものと規定いたしました。

第四点といたしまして、農林大臣は許可または認可を行なうにあたっては、あらかじめ中央漁業調整審議会の意見を聞かねばならないものとしたしました。

第五点といたしまして、許可の権限化に伴う弊害を除去するため、代船建造、沈没代船、相続、合併による場合のほかは、継続許可または承継はこれを認めないものとしたしました。

第六点といたしまして、漁業許可の期間は、原則として五年とし、同一の許可漁業については同一の期日に満了するようにしなければならぬものとしたしました。

第三は、沿岸漁業の保護区域の指定に関する規定を新しく設けたことであります。すなわち、沿岸漁業のためにその漁場を確保する必要があると認めるときは、農林大臣は、一定の漁場の区域を沿岸漁業保護区域として指定することができるものとし、保護海域に

おいては、何人も、総トン数十トン以上の漁船を使用して漁業を営んではならないこととした。

第四は、漁業調整制度に関する改正であります。まず第一点といたしまして、漁場計画の作成に関する規定を整備し、都道府県知事は、漁業権漁業に基づき漁場計画のほか、知事許可漁業に対しても漁場計画を策定しなければならぬものとした。

第二点といたしまして、海区漁業調整審議会及び中央漁業調整審議会の機能を強化するため、委員の定数をそれぞれ二十人及び三十人に増員するとともに、漁業経営者及び漁業従事者委員の比重を高め、かつ、その選出方法についても、階層別に選挙または選出することとした。

また、委員会にはそれぞれ強力な事務局を置き、任務の円滑な遂行を期しております。

第四は、内水面漁業に関する規定を改めたこととあります。すなわち、第一種共同漁業権、第二種共同漁業権及び第三種共同漁業権についても、水産動植物の増殖を行なう場合に限り免許するものとした。

以上が、この法律を制定するに至った理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

わが国漁業の振興は、漁業協同組合の強化に待つところが多いといつても過言ではありません。しかるに、わが国の漁業協同組合の中には、規模が小さく効果的な経済活動が行なえない

か、あるいは役員にその人を得ず組合の運営よろしきを得ないなどによつて、協同組合本来の機能を十分發揮してないものが少なくないことはまことに遺憾であります。

このような欠陥を除去し、漁業協同組合があわせ備えている漁業権の保有管理及び経済事業団体としての側面をそれぞれ十分に發揮させ、わが国漁業振興の真のにな手となるようこれを強化するためには、水産業協同組合の組合員の資格を適正にするとともに、その規模を拡大し、また、専門審議会を設けて運営を民主化するなど諸般の措置を講ずる必要があります。これが、この法律案を提出するに至った理由であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一は、漁業協同組合の組合員資格についての改正であります。その第一点といたしまして、個人経営が次第に法人化される傾向が見られるのにかんがみ、その常時使用する従事者の数が百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が二百トン以下である小法人及び漁業生産組合を従来の準組合員から正組合員に改めることとした。

第二点といたしまして、漁業協同組合(内水面組合を除く)は、定款の定むるところにより、正組合員の資格を、漁業を営みまたは従事する者であつて、その日数が九十日から百二十日までの間で定めるところの例外規定を置いたこととあります。しかし、これは、政府の改正案が、漁業法改正案と相俟つて、組合員資格を引き上げることによつて、漁業から零細漁民を大量に追い出そうとねらっているのと異なり、あくまでこれら零細漁民の利益を擁護しつつ、条件を備え、しかも漁民がそれを希望する場合に限って、組合員資格の引き上げを認めようというものであります。

第二は、組合の管理及び運営の改善をはかったこととあります。その第一点といたしまして、理事の義務及び責任を明示することによつて、組合が一部の悪質な理事者によつて不当に支配されることのないようにしたこととあります。

第二点といたしまして、組合に理事の諮問機関として、組合の業務の運営に関する重要事項を調査審議させるため、それぞれの事項ごとに専門審議会を置くものとするによつて、組合運営の改善とその民主化を促進する措置を講じたこととあります。

第三点といたしまして、漁業協同組合の設立に関する規定を改め、発起人の数を現行の二十人から五十人にふやすとともに、設立の認可の申請があつた場合、その組合が事業を行なうために必要な経済的基礎を欠くなど、設立の目的を達成することが著しく困難であると認めるときは、行政庁は、認可しないことができるとの規定を設けることによつて、弱小組合の乱立を防ぎ、組合の規模を拡大するための措置を講じたこととあります。

以上が、この法律案提案の理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

て、漁業から零細漁民を大量に追い出そうとねらっているのと異なり、あくまでこれら零細漁民の利益を擁護しつつ、条件を備え、しかも漁民がそれを希望する場合に限って、組合員資格の引き上げを認めようというものであります。

第二は、組合の管理及び運営の改善をはかったこととあります。その第一点といたしまして、理事の義務及び責任を明示することによつて、組合が一部の悪質な理事者によつて不当に支配されることのないようにしたこととあります。

第二点といたしまして、組合に理事の諮問機関として、組合の業務の運営に関する重要事項を調査審議させるため、それぞれの事項ごとに専門審議会を置くものとするによつて、組合運営の改善とその民主化を促進する措置を講じたこととあります。

第三点といたしまして、漁業協同組合の設立に関する規定を改め、発起人の数を現行の二十人から五十人にふやすとともに、設立の認可の申請があつた場合、その組合が事業を行なうために必要な経済的基礎を欠くなど、設立の目的を達成することが著しく困難であると認めるときは、行政庁は、認可しないことができるとの規定を設けることによつて、弱小組合の乱立を防ぎ、組合の規模を拡大するための措置を講じたこととあります。

以上が、この法律案提案の理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

午前十一時休憩

午後一時四十分開議

○野原委員長 午後零時四十分から再開することとし、この際休憩いたします。

○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行ないます。石田有全君。

○石田(有全)委員 農地法並びに農協法の一部改正について御質問を申し上げます。たいと思つてありますが、昨年の春、第三十八国会におきまして、政府与党は、農業基本法に対して、当時の現状分析等については必ずしもその認識を異にするものではなかったのでありました。たゞ、大きな主張の相違点をそのままにして強行採決をいたしましたのであります。たとえば、社会党は食糧の自給度を高むべきであるという主張を強くいたしましたのであります。政府与党はついにこれを退けて法案の中に入れるに至らなかった次第であります。また、選択的拡大を主張いたしました。この基本法と同時に提案をされました大衆、課税に対する作付転換のごときは、これは法案に先立ちまして、行政指導で転換を強行いたしました。それがために十五万町歩もの大衆の作付転換が行なわれ、五万町歩に及ぶ耕作放棄を見るに至つたのであります。これに対しては、予算措置が行なわれておりながら、法律が成立しなかつたからといって作付を転換しあるいは耕作を放棄した者に対して今日なお奨励金の交付をしないというよ

うな実情であります。また、同じく選択的拡大に関係いたしました畜産の奨励、果樹の奨励等をいたしました。畜産を奨励することによつて鶏の多数羽飼育、豚の多頭飼育というようものが盛んになりました。ところが、われわれが基本法審議の最中指摘いたしましたように、飼料の対策を怠つてそのまま畜産を奨励するというようなことになるならば、農民は飼料会社の食いものになるのではないかと指摘いたしましたのであります。今日はまさにその通りの姿になって、肉豚は暴落をする、飼料は値上がりをするというような結果になりました。このことは、社会党が主張して参りました畜産物価格安定法による価格の面でありますが、重要な農産物には、社会党といたしましては、生産費及び所得補償方式の一貫したものを持たなければならぬということを主張したにもかかわらず、政府与党は需給均衡価格を主張いたしました。需給均衡価格というものを主張いたしますならば、これは国内における需給均衡ということでは価格が定まるといふならばまだ話がわかるのであります。けれども、貿易との関係がございまして、たとえば畜産物のごときはよく例であります。豚肉は暴落した。政府はなかなか適正な価格での買い上げ保証をいたしません。ところが、夏場になって牛乳が相当不足を来たので、今度はその値上りをおそれまして、外国から大幅な乳製品、粉乳あるいはバター、チーズ等の輸入の対策をする。こういうことになると、需給均衡価格というものは、国際的な見地か

ら議論をされなければならないことになるのであります。

こういうふうに見て参りますと、三十八国会で成立いたしました農業基本法に基づいて行なわれる施策というものが、当初から私ども指摘した通りに、農民切り捨て政策そのものずばりで出て参つておる。こう言わざるを得ないものであります。本日は、時間の都合もございまして、私はごく総論的に御質問を申し上げたいのであります。そこで、今申しましたように、三十八国会に成立いたしました農業基本法に基づく政策を進めて参るにあつて、農地法の一部改正と農協法の一部改正というものは、さらにその誤てる政策を急速に確立しようとする以外の何ものでもない、こう判断せざるを得ないのであります。

以下私は順を追つて、きわめて具体的な問題について簡潔に質問を申し上げます。その点は一つ要点だけを御答弁を願うことがよろしいのではないかと考えるのであります。

まず第一の問題であります。この農地法の一部改正というものによつて不在地主を認めるということになる、これはいろいろな制約がありますから、昔のような地主制度が直ちに復活するとはわれわれは考えないのでありますけれども、最近起こつておりますところの旧地主の補償の問題というものがいよいよ具体化して参りました。こういう問題が具体化して参りますと、さらにもう一つは農地信託制度、これは農地法、農協法と関連する問題であります。それとの関連において

やはり完全な地主制度というものがここに復活する、こういうふうな考えざるを得ないのであります。私は日本の農村の歴史から考へて、地主制度というものがいかに大きな弊害があつたかというのを考へるときに、前の農地改革の際に在村地主といふことも、地主的存在を認めたといふことがやはり間違ひではなかつたか、そういうものを残したために、今日また再び今申し上げたような問題が起こる素地を残したのではないかと。原則的に言つて地主制度といふものが農業の発展を阻害する要素にこそなれ、何ら益するところのないものではないかと考へるのであります。大臣の所見を伺いたいと思ふのであります。

○河野国務大臣 私はいささか所見を異にするものでございまして、もし農業経営の事情がいつまでもいつまでも同一条件で固定して参るものであるならば、石田さんのお示しのようなことが言えるかもしれぬと思ひますけれども、わが国の農村経営の実情は必ずしも経営条件が長きにわたつて固定し、安定しておるものではないと思ひます。常に動揺しておるものでございまして、従つてこれを、今はこの程度の耕作をしておるが、また耕作をしておる者は、経営を縮めようという者もでございし、またそれを拡大しようという者もでございし、そこに私は、一つの何と申しますが、需給を満たすようなものがある時あつたならば非常によかつたのじゃないか。たまたま一部のものを残してこれを持つておるといふようなことが、ここに耕作権の問題についてうまく話がつかならば、これが円満のうちに移動し

て参るということであるならば、今回われわれが自立農家をすみやかに達成するといふような際に、経営の拡大をする際におきましては相當に裨益する面があるのじゃないか、こう思ふのでございまして。

○石田(青)委員 政府はすでに国民金融公庫法の一部改正を国会に提案をいたしました。旧地主に対する二十億の融資をするといふことであります。ところが、きのう、きよりの新聞を見ておりますと、さらに一歩前進いたしました。旧地主に対する交付金交付法案の準備が進められております。これは、与党の決定といふことになると、やはり時局の問題で、提案されるであろうと見なければならぬと思ふのであります。農林大臣はかつては旧地主に対する補償に対しては反対の明確な態度をとつておられました。私はまことに頼もしい限りだと考へておつたのであります。ところが昨年の十月予算閣議のあとで、新聞記者会見の談話で、必要とあれば三十七年度予算に農地改革の犠牲者に対して補償の用意がある、予算に織り込むことも研究中である、こういうことを指摘されておられます。今度の国会に農地法と農協法の改正法案を出しているが、これは不在地主を認めたり、農地保有制限をゆるめたりしようとして、従つて、農地改革当時の厳密な自作農主義が、時の流れとともに変わらうとしておる。このため農地制度について一貫した考え方を農林大臣としてとるようにするには、農地改革時に自作農主義の犠牲になつた旧地主の補償問題を考へなければならぬといふ談

話を発表しておる。先般農林委員会では、私の意見は私の意見として、党の決定だからやむを得ないところと言つておられるけれども、私は、党が、前段申しましたように、交付金交付法案のようなものを固めるに至つた原因、また旧地主団体が非常な自信を持つてこの運動をするに至つたその大きな原動力といふものは、農林大臣のこういう発言にあつたと考へるのであります。この点私はその農林大臣の責任をきつめて重大であると思ふのであります。いろいろな党内には事情はあつたやうでありますけれども、農林大臣のこの点に關する責任を免れることはできない。今日より早く、きのうも小委員会でもまとまつたといわれまして、この最高限度五百万円に抑えて、国債は四分利で二十年、こういうことで法案が今まとまりつつあるやうであります。これに対する大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○河野国務大臣 党の方でそういう案を御検討中と聞いております。それについて内閣の方の意見を求められておるわけですが、内閣としてはこれに対してどういふ意見で臨むかまだ決定いたしていません。いずれよく内閣に相談いたしました上でお答えいたしたいと思ひます。

○石田(青)委員 これは内閣と党の間の調整の問題がありましようけれども、もう今日までの経緯から見れば、これはやはり結局は閣議でものまざるを得ないのでないかと私は考へる。それで交付金交付法案についてはまあまだ固まつておりませんが、これ以上私は追及しようと思ひませんが、少なくとも、しかし国民金融公庫法の改正に

よる融資はすでに法案となつて閣議決定を見ておるわけでありまして、そこでその融資の点から考へてもさうでありますけれども、一体これをされるにあつて、海外引揚者の在外資産の補償の問題であるとか、あるいは戦傷病者の対策など、実はもう緊急を要する問題が相當ある。ゆへにもちよつとテレビを見ておると、戦傷病者のみじめな姿が出ておりましたが、そういう者に対する対策を怠つて、さうして旧地主に対する融資をまず行なう、次いで今度は交付金を交付するといふやうな態度は、私はどうしても納得がいかない。もしそれをやるといふならば、いつかの機会にも申し上げたのでありますけれども、強制疎開であるとか、沈没船舶だとか、あるいは各種年金などという、これに旧地主が払つたと同じような性格の犠牲者がたくさんあるわけでありまして、それと一体どう區別をされるお考えなのか承りたいと思ひます。

○河野国務大臣 ただいまもお答え申し上げました通りに、旧地主に対する報償の問題につきましては、ただいま申し上げた通りであります。これと今、後段、戦争によつて生じた各般の問題について關係はどうかといふことでございまして、これはどういふふうにかに党が取り扱われるか、またそれぞれ所管の大臣がどういふふうにかに考へて扱つか、それぞれ所管大臣があるわけでありまして、また閣議では、それぞれ所管大臣から意見を聞いておられますので、私の意見をここで申し上げる段階になつていないわけであり

○石田(青)委員 これは閣議等でもまだ聞いておられないということでありま

すけれども、私は、事農業経営あるいは農民の生活に及ぼす影響が大きいから、やはり農林大臣の立場からはつきりした考え方を承らなければならぬと考えるのであって、そういう見地からの御意見を承っておきたい。

○河野国務大臣 これはいずれもそれぞれ所管大臣があるのでございまして、まず所管大臣の意見を伺った上で私はお答え申し上げるのが適當であらうと考えます。もし石田さんがどうしてもその必要があれば、所管大臣をお呼びいただいてお聞き願うことが適當であらう、私から申し上げることは差し控えたいと思います。

○石田(青)委員 それでは一つ委員長に要望いたしますが、次に機会を見て閣僚大臣の出席を求めて質問したいと思ひます。農業、農民に及ぼす影響が甚大でございしますから、この点は保留をいたしておきます。

なお、農地被買収者問題調査会の調査の結果を見ましても明らかによろしく、少なくとも全般的に見て被買収者世帯が買収を受け世帯よりも生活の悪いものが多いとはいえない。買収を受け世帯では戦前よりよくなっているが、被買収者世帯よりも低いものが多いというところはちゃんと指摘しておる。私はここでいろいろ調査会の調査結果のパンフレットをもらつて、こまかな数字を抜き出しておきますけれども、時間の関係でこれには触れませんが、少なくとも旧地主の生活は旧小作人よりはるかに程度が高い。これはいろいろな数字が調査会の調査結果に出ております。ですから私はこれを申し上げる

と同時に、さつき申し上げたように、地主制度というよりなものがあらゆる角度から見てこれを復活するといふことの及ぼす影響が甚大だから、さらに申し上げたわけでありませう。

そこで次に、地主制度というものが確立されまうと、どうしてもここで起こってくる問題は、小作料の引き上げの問題です。これは避けられない情勢だと思ひます。日本のかつての小作料がきつめて高率であつて、現物制であつたことは御承知の通りであつて、あの高率小作料の取奪といふものが、日本農業の構造改善を阻害したりあるいは生産性を抑圧したり、農民を貧困に陥れ、農村文化の著しい低位性をもたらした重大な原因であつたと思ひます。この点について大臣の御考えを率直に伺つておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 信託制度が行なわれましても、小作料がそれによつて引き上がるというよりなことは、われわれとしては全然考へていないわけでありませう。戦前にさかのほつて、当時の小作制度がどうであつたというよりなことにについては、別の機会にまた私個人の意見を申し上げますが、当面の法律に關係いたしましては、これによつて小作料が上がることは考へていないわけでありませう。

○石田(青)委員 大臣はこの点はおわかりにならないのじやないかと思ひますが、政府の農業基本法体制が進むに従ひまして、昨年からことしの春にかけて著しい現象が起こつておるのであります。それは形はいろいろ変わつております。たとえば刈り分け小作であるとか、あるいは委託栽培で

あるとか、あるいは物納小作料としての小作契約であるとか、こういふものが非常に驚くべき数字に上つておるのであります。従来の小作料といふものは金納制に限られており、しかもその額がかなり低く押えられておつたのであります。ところが今度の農地移動を円滑ならしめるという政府与党の農業基本法に基づいて、農民が農村から逃げ出したりいろいろやつておりますが、その際に起こる現象として今指摘したような問題が起こつておるのであります。これは一体どの程度に政府は把握しておられるか、大臣がおわかりにならないければ、局長でも部長でもけつこうです。

○庄野政府委員 われわれといたしましては、農地法の施行ということにつきましては、かねがね都道府県知事等を通じて、また動行通達を出して指導して参つた次第でございませう。また一面におきまして、農民側に対しましては、農地法の趣旨徹底ということをお農地解放以来かねてからやつてきておるわけにございまして、こういう面から、いわゆる農地法をくぐるやみ小作とか、あるいは脱法的な行為を、われわれとしてはできるだけ指導的に、また農民の自覚によつて防遏する、こういうふうな考へております。御承知のよううに土地取り上げ等、香川県等でも問題が非常に集約的に起こつたわけにございまして、そういう面についても、県を通じての指導監督ということ、農民の自覚によつて問題を解くことに努力して、不当な小作料の抑圧という点にわれわれとしては努める。やみ小作等については、これはなかなか把握

しにくい次第でございませうが、一応農業会を通じての数字はございませう。これについて御要望があれば、後ほどお示しいたしたいと思います。

○石田(青)委員 農業会等を通じて若干のものはあるということにございませうけれども、実はこれは私も地方の部落へ入つてみて驚くわけでありませうが、なかなか表面に出てこないと思ひます。ことに刈り分けであるとか、物納小作料とか、あるいは委託小作といふようなものは、名前だけであるといふような場合がどうも多いのであります。そういう場合には、昔の小作料時代と再現といふことをわれわれは考へるのです。日本の小作料が国際的に見ていかに高いものであつたかといふことは、農地被買収者問題調査会の調査の結果にも明らかなのであります。旧地主の諸君が農地の強制的な売却渡しを余儀なくされたために生活が困窮しておる、こういうことを強く指摘しております。ところが数字を見ると、一町歩未満の地主といふのが八二%あるのです。一町歩未満のものが八二%あるが、一町歩の土地を貸し付けて、それによつて一家の生活を立てるという事実もまたあつたわけでありませう。ということであるならば、いかに小作料が高率であつたかといふことはおそろべきものがある。私はこの間汽車の中でエジプトの革命の歴史をちよつと読んでおつては痛感したのであります。エジプトのナセル大統領の姿が書いてあるのですが、非常に高率な小作料であつた、奴隷のような状態であつたといふことが書いてあるのですけれども、それでも小作料は二分

の一または三分の二だといふことが書いてある。日本のかつての物納小作料といふものは、これは五分の三または五分の四までとつておつた事実があるんです。だからいかに今日本の農民がこういふふうな状態に置かれておることが高率の物納小作料にあつたかといふことを知らなければならぬ。ところが今農業基本法に基づいて農地の移動を円滑にするという政策があらゆる面から行なわれておるわけですが、これはあとで指摘いたしますが、構造改善事業なんかにもそれがずつと出てくる、信託制度が出てくる、みな関連して農地移動を急速に行なせよとする、この農地移動を急速に行なせよとする段階において今言つたような形の事実上の物納小作料、非常に過酷な高率小作料の姿が再現している、こういうふうな考へてくると、今度の農地法の改正といふものは私どもは簡単にこれは許しがたいものだ、こう思ふのですが、大臣どうですか。

○河野国務大臣 御承知の通り最近の農地の価格騰貴が非常なものでございませう。ここにわれわれとしても土地問題をどう今後前進していくべきものかといふことについて非常な難問に逢着いたしておるわけにございませう。今お話しのような点が絶無とは私は申し上げるわけにいかぬと思ひます。けれども、特異な例でございまして、全国を見た場合に必ずしも今石田さんのおっしゃるようなものが非常に多い、そういうものが大多数であつて、むしろ私たちの考へておる方が例外だといふわけにはいかならうと思ひます。従つて今後どこまで、この農地問題をどういふふうに自立農

業の達成、経営構造改善とにらみ合わせて持っていくことが非常にむずかしい問題があるということだけは覚悟いたしております。

○石田(青)委員 ただいま農地局長は、農地法を厳正に実施するために努力をしておるといふ御答弁があつたわけでありすが、実はこの点は最近の農地法の適用というものはまさに驚くべくルーズに行なわれておる。せんだつて新聞に出ていたのでございすが、北海道では大学の演習林を小作に出しておる、これは大きく取り上げられておりますが、小作に出しておるといふことも行政管理局から指摘されておるし、それはその通りでありますけれども、私はこの中で、小作条件の中で、北大はこの小作人を労働力確保のための便法として昭和の初年から使用してきたというところ、そしてまたその演習林は労働力を確保するためにぜひいろいろ方法が必要だという点を強調している点から、これはやはり農民を拘束する、学校やあるいはその他のものが小作農民というものを約束をして、昔からの悪い慣習がまだに抜け切つておらないこれは一つの例だと思つておる。それでなお、その適用の厳正な実施のために努力をされておると言われますが、一体都市周辺における農地の転用にあたつて、これは都会は、もう東京などは全面的に、大阪も名古屋もそうでありすが、農地委員の会が中に入つて農地を転用した場合の売却代金の割から三割もピンはねをして旧地主に支払つておるといふ事実がある。こういう事実はほとんど行なわれておる。知つていらつしやるのか、知つていらつしやらないのか、一部の

農地委員会の諸君に言わせると、農林省が暗に指導をしておるのではないのか、こつて言つておるんですね。一体農林省がはたして指導しておるかどうか私は存じませんが、少なくとも都市周辺における農地の転用では全面的にそういうピンはねが行なわれておるといふ事実、これは一体どのようにお考えですか。

○庄野政府委員 農地転用にあたりまして農地委員会がピンはねをしておる、そういう事実は私承知いたしておりません。ただ一部旧地主といひますか解放した地主とそれを解放を受けた農家との間で、何らかの金銭授受があるというところは聞き及んでおりますけれども、それは個人間の問題でございます。それに農地委員会の関与してどうしている、そういうふうには、われわれは承知してない次第でございます。

○石田(青)委員 これは私もある程度調べてみたのでありますが、これはもう全面的に行なわれておる。それをやつていないところはまれだといふうのです。そうすると、いかに厳正実施を口にされても、そういうふうな事態がおわかりになつていないといふようなことでは、これはとても厳正実施どころではないと思つておる。専門家でいらつしやるのですが、そういう事態を法律的にはどうお考えになるか。私はこれは違法の行為だと思つておる。どうでございますか。

○庄野政府委員 私が申し上げますことは、御承知の通りに農地法は農地改革の成果の維持発展をはかる、こういう

意味におきまして農地につきましても権利の移動の公正、その他公定小作料の問題あるいは耕作権の保護につきましても土地の取り上げの問題等につきまして、いろいろと規定を設け統制しておる次第でございます。そういう面におきましていふゆる違反的なものは脱法的な行為を、われわれとしましてはそういうことが起こらないように都道府県を通じて助行する、こつて申し上げた次第でございます。今申されましますように、転用に際しまして、転用をする農民が旧地主との間で何らかの金銭授受があるということにつきましても、これは個人の問題であらうかと存じます。特に農地法上の違法とか不法とか、こつて問題ではなからう、こつて存じております。

○石田(青)委員 これは大臣に伺いますが、そういうところから農地法というものが悪い意味にくずれてくるんですね。ですから、そういう事実についてはやはりもつとよく調査されて、そういう好ましくない行為といふものがないように指導すべきであらうと思つておるのですが、どうですか。

○河野国務大臣 私は東京からあまり離れて遠くないところに生家を持つておるわけでございますが、少なくとも神奈川県私の近所ではそういうことは絶対ございません。しかし東京の周辺にあるかもしれない、あるといひまして、今農地局長からお答え申し上げました通りに相対でそういう話し合いが円満に行なわれておるならば、一体そこに介入してそれを絶対に禁止するといふところまで出るのはいいか悪いことといふことは、なお研究の余地

がある問題だと思ひます。十分研究いたしまして善処いたします。

○石田(青)委員 農業基本法の十八条によりまして、農地の移動を円滑ならしめるために信託制度を設ける、しかし農地の移動を円滑にするに一番大きな障害をなしているものは、今日小作料だといわれておる。小作料が低過ぎるために、あまり安い小作料ではなかなか人に貸せない。これは大きな障害になつておる。こつていうことはだれしも考えられる。しかし借りて農業を経営する者から見れば、高くなるとなかなか農業経営はやっていけない。ところが政府は農業基本法に忠実なるあまり、どうも今日の法定された低い小作料では農地の移動が円滑にいかないといふことから、小作料の値上げをやろうとしておるのではないか。また物納制も認めようとしておるのではないか。そういう意図がうかがえる。これは私は将来のことを考えると、非常に大きな問題だと思つて、公定小作料の引き上げの問題、さらにさつきも指摘いたしました、現に物納が行なわれておるのです。これはもう広くと

は言ひませぬけれども、行なわれておるが、物納制を認めたり、引き上げをするといふようなお考えがあるのか。今度の農地法改正に伴つて第二次的にこれは連鎖反応として起こり得るものであると考えられるのだが、この点ははっきりした御答弁を承つておきたい。

○河野国務大臣 私は、この改正と関連して第二次的に小作料云々といふことについては考えておりません。それは全然別の問題だと思つてございす。また現に今それについての調査等

はいたしております。しかしお話のように時代の変化もしくは世の中の変化等によりまして、非常に現実の小作料もしくは小作制度が適当でないといふような事態が起こりますれば、そのときの問題だろつと思つてございまして、今現にこの法律と関係し、もしくは現に農林省において調査をしておるといふようなことはございせん。私もまた考えております。

○石田(青)委員 次に農地の転用の問題であります。かつて、これは河野さんのあたつたと思つておる。あれもすけれども、農地転用基準というものを作つて、農用地をみだりに転用してはならないといふ一つの基準を作りました。ところがこれは実は最近死文化してしまつて、こつてまた農地委員会等がいろいろの面について無視するやうな傾向が強くなつて参りました。これも一つの問題でありますけれども、特に大臣から意見を明らかにしていただかなければならないことは、最近首都圏整備に関する工場や宅地を作るにあつて、逆に農地を簡単に転用できるように法律ができておる。これは特に重要な問題だと思つておる。こつては、これに對して農林大臣としては一体どうお考えになつておるのか。

○河野国務大臣 世界情勢並びにわが国内情勢から判断いたしました、わが国では農業以外の産業においてその国の経済を維持し発展して参ることが必要であることは御承知の通りでございます。そういう立場に置かれておりますわが国といたしまして、農地を転用して、これを工場用地等に使うといふことはやむを得ないことではなからうかと私は考えております。同時に、こ

れを工場等にして、一部農業労力はそ
の方面に転換をしていき、より高度の
所得を得ることができるといふよう
になります。これは私も決して農
業の立場から拒否すべきことでは
ないと考えています。

○石田(有)委員 これは大臣、大へん
なことを承ったのです。そういう答
を聞きますと、農林大臣は、日本の農
業を守つたり、農業の発展、繁栄を考
えていないという答弁ですね。どうも
去年の農業基本法の審議の中でもそ
ういう意向が実はあったから、われわれ
は心配をしておつたのです。昨年は公
共用地の取得に関する特別措置法とい
うものができた。その際にも公共用地
取得といふことには鉄道、軌道とかあ
るいは発電とかいうようなきわめて限
られた公共性のあるもの以外にはこれ
は適用しなかつた。また今日土地収用
法というものがあつたが、土地収用
法といふようなものも私益追求のため
にみだりにこれを許さないのです。と
ころが今の農林大臣の答弁によりま
す、個人が宅地を作るにも工場敷地を
作るにも、農地なんというものは、工
場を建てるために住宅を建てるために
つぶしてしまつてもいいのだ、こうい
う答弁です。これはやはりあの農業基
本法の論議の中で議論した、われわれ
が一番心配しておつたことを農林大臣
はつぶしはつきり答弁しておられる。
そうすると、これはますますわれわれ
は今の政府与党の考え方とは徹底的に
戦わなければならない。農林大臣はそ
ういふ意見でなければ、私が今申しま
したように工場敷地や宅地にするのに
簡単に土地収用法などを許すというよ
うなことに同意されるはずがない。私

は、河野農林大臣という人は、まさか
それほどの農業を軽視し、農地を軽視
する大臣でないと考えておつた。この
点はもう一度はつきり一つ答弁を承つ
ておきたい。

○河野農林大臣 私は、ただいまお答
え申し上げましたことで、そんなに石
田さんから小言を受けるとは思って
おりません。私は申し上げますよう
に、わが国家の伸展のために、わが国が
国際的に置かれております地位から
考えて、工業もしくは他産業の繁栄を
意図するといふことは当然だと思つて
おるのであります。そうするために必
要な工場もしくは住宅等必要なもの
があるとするならば、これに農地を転
用するといふこともやむを得ぬこと
であると考へております。ただ行き過ぎ
る過剰の投資もしくは行き過ぎたる工
場敷地等については十分監督する必要
がある。この点につきまして私は厳重
に監督いたしておりますが、必要やむ
を得ざるものにつきましては、工場用
地として農地を転用する、もしくは宅
地として転用する場合は、これはやむ
を得ないことではなからうか、こう思
うのです。

○石田(有)委員 まあその農地を転用
するといふ場合にもやむを得ない場合
もありましよう。ただ私が指摘したい
のは、今参議院で予備審査をやつてお
ります首都圏の既成市街地における工
業等の制限に関する法律の一部を改正
する法律案の中で工場団地造成事業に
対し土地収用法を認める、こういふ法
律なんです。そういうものに農林大
臣が賛成をされたといふことは、先ほ
ど御答弁になったところと一致するの

で、それならばはつきりわかりました
といふことなんです。

○河野農林大臣 お答えを申し上げま
すが、今お答えを申し上げましたのは
総括的なお答えでございます。次に
お尋ねになりました首都圏の整備のた
め衛星都市等を形成いたしますのに必
要な工場もしくは住宅の団地、都市計
画等に必要の場合を規定いたしてお
るでございますが、当然この場合には
事前に農林省に合議があるはずでござ
います。その合議がありまして際に、
私たちがいたしましては、それが農地
を転用するに足るものであるかどうか
といふことについて十分に意を用いま
して、これに同意するといふことにい
たしたいと思へます。

○石田(有)委員 首都圏整備について
の全体のアウトラインがきまると。これ
についてはもちろん御意見を出すのは
けっこうでございます。しかし私は、
そういう住宅団地とかあるいは工場団
地を造成するにあつては私益追求のた
めの業者が農地をつぶそうとするとき
に、これは農地として守らなければな
らないという農民の主張に対して土地
収用法を適用するといふ法律に農林大
臣が賛成されたといふことは、はなは
だわれわれとしては遺憾だといふこと
です。

○河野農林大臣 前提が私益追求とい
うことでございますが、ただいま御質
問になつておりますのは、東京のよ
うな都市が工場を分散するもしくは大
学を分散するといふような意味におき
まして、政府が東京近郊に衛星都市の
都市計画をするといふ場合にそういう
問題が起るのでございますから、前

提が私益追求といふことではないと私
は思ふのでございます。

第二は、それに対しました農林大臣
として十分発議をする機会があるわけ
でございますから、これは先ほどから
基本的に総括的に御答弁申し上げてお
るような意味合いの私は意見を述べ
る、こういふつもりでおります。

○石田(有)委員 首都圏というのがき
わめてわずかなものであればあまり問
題がないのです。すでに決定を見てお
るのが十六地区あるわけですね。これ
は相当な農村地区まで包含されるわけ
です。ですから、それは大臣が言われ
るように、首都圏整備法に基づいて一
定地域を定めてやるということ、こ
れは考えようで私ども全面的に否定
しようとは思はないが、しかしそれに
は前提がなければならぬ。私どもは
社会党の農業基本法でも主張いたして
おりますように、今国土調査法とい
う法律があるけれども、ほとんど行な
れておらない。やはり国土調査法によ
つて国土というものの完全な調査の上
に立つて、そして西ドイツあたりが現
にやつておるような土地利用区分とい
うものをちゃんと作つてしまふ。そし
て一定地域といふものはこれは農用地
として、ここ十年から十年、二十年な
ら二十年これは農用地だ、それから
ここは首都圏整備でやるのだ、こうい
ふふな区分ができて、その上に立つ
てある程度強制的な措置もやむを得な
いと思ふけれども、それが行なわれな
いで、ただ一方的に工場団地だ、住宅
団地だでどんどん農地がつぶされると
いふことは、少なくとも農林大臣の立
場からこれはやはり慎重を期してもし
なければならぬのではないかと。私

はやはりそういう前提の上に立つてい
るならばこれは認めることはできるけ
れども、今日全く農用地といふものは
どこからも全然守られていない。農地
転用基準といふものにわれわれは非常
に期待をいたしましたけれども、今日
全く空文化してしまつてゐる。これは
やはりもつともう一步以前の状態、す
なわち農地利用区分といふものを確立
する。このことはやはり最近の都会に
おける野菜不足といふようなものもそ
ういふところからきておると思ふの
で、これはいろいろな面から重要だ
と思ふのであります。そういう前提に
ついてもつと真剣な取り組み方が農林大
臣としては必要なのではあるまいか
といふことを考へるのであります。ど
うでしょうか。

○河野農林大臣 御指摘になりました
ようなのは非常に望ましい姿でござい
ます。望ましい姿ではございますけれ
ども、何を申しまして東京のこの
膨張の現実といふものは、おそらく何
人も想像できないような膨張の姿であ
ると私は思ふのでございます。されば
と申して、これを規制する道は私はな
かなか困難だろうと思ひます。してみ
れば、やはりそこに政府といたしまし
ては衛星都市を準備して、そしてそこ
に工場の分散をし、もしくは国として
の整備をやるべき姿、経済的な立地条件等
を整えたものをやつていく。これがお話
のように、計画が先であつたら順次
の膨張がついてくるといふことであれ
ば非常にけっこうでございます。けれど
も、何分日本の戦後の状態を考えると
ただけはおわりの通りに、われわれ
がやろうとするときには現実が先にど
んとすすべてのものが進んでいくとい

これらの点については、展望においては私は必ずしも大臣の意見と異なるものではないけれども、今申しました施策においては非常に違いがあるというところを指摘して、それについて今直ちにやるべき施策についての考え方を話さきりしてもらいたいと思う。

○河野国務大臣 私これまでたびたびお話を申し上げました通りに、これからわれわれの考える農業は土地と資金とそれに技術と農業労働力というものが、総合して形成されるべきものだと思っておりますのでありまして、なるべく国内各方面の御理解を得て、現在私自身が企画いたしております構造改善事業が、さらに大規模に国家の施設を大きくして、ほんとうに日本の農業が確実に充実したものに――第二次農業構造改善事業というようなものが第一次が前進すると同時に、次に第二次としてまたこれに向かって構造改善をさらに強化していくというようなことにいきたいものだと思っておりますので、努力をするつもりであります。何分政府といたしましては各方面の事業が一度にということになると、予算に限度があるものでございまして、それには一部やむを得ませんから、土地等の担保によつて資金をみずからつなぐという道も持たなければならぬと思っております。お説の通り十分な資金を導入するということとは、どうしてもこれからの前進した農業には必要ではないかと考えておるものであります。その道をすみやかに開くように努力いたしたいと考えております。

○石田(省)委員 もう一点だけ伺いたしたのであります。今御答弁にありましたが、農業基本法ができて、農

地法、農協法ができて、それで今度は構造改善事業で政府の考えているいわゆる基本法体制ができ上がる。こういう順序にならうと思ふのであります。その場合に、今計画をされておりますパイロット地区や、一般構造改善事業の樹立をするにあつて、各地方に農林の職員やあるいは農林省の諸君が説明に回つておられるのであります。農民が計画を立てるにあつて、一番疑問を持ち、踏み切りのつかない大きな問題は、今申し上げたように零細農といふものがほとんど切り捨てられるという事態が起こつてくるのが一点。

もう一つは、将来の展望に立つて計画を立てるにあつて、農産物の価格について何らの保障がない。さつきちよつと指摘したように、私どもの主張するうちに、その農産物といふものに生産費及び所得補償といふこの柱が確立しておれば、将来といへども一定の水準で保つておけるといふ見通しが立つのでありますけれども、それが立たない。政府の農業基本法による需給均衡価格といふことになる。国内だけの需給均衡価格ならまだ考え方はあるものでありますけれども、国際的な規模で需給均衡価格といふことで、国内で品不足になつて値段が上がりそうだったら酪農製品のように外国からどんどん入れて値段を抑えんとする。こういう需給均衡価格になると、将来の農業計画といふのは全く立たないといふことになるわけですね。それらの点について、やはり将来の展望の上に立つて確信を持つて計画を樹立し、その中で希望を持つて農業に従事できるというような点についてのポイントがみえなければならぬ。政府与党の考えてきた今日までの

の農業基本法体制といふものは、肝心なところがみえなはざされておる。これは私は少なくとも河野さんの手で再検討をしていただかなければならぬと思ふのであります。その再検討をなしに構造改善事業に取り組むわけにはいかないのではないかと思ひますが、どうですか。

○河野国務大臣 御説の点もつとも考えますが、実は構造改善をいたします際に、一応は需給の関係を考慮しつつ主産地の形成、その他生産の奨励計画を立てる。その次に、第二段といひましたは、ただいまお話をいたしました。たとえば酪農製品につきましても、一応国内の有識者、経験者によりまして酪農の生産費を保障する価格ほどの辺にあるだろうか、また経営を継続して参るにはどの辺の価格を維持するのが必要であらうかといふ基準価格を一応御検討いたしたかうと思ひます。これを基盤にいたしまして、輸入の道をとるといふこと、目安にしてやつて参ることでございまして、その点は私は消極的ではございまして、それらも一応はこれで行い、いふではないか、こう思ひます。もちろん今後景気不景気等によりまして、需要が急に減つてくる場合もございまして、また生産が一時的に向上いたしまして、豚のような場合も起こつて参るといふようなこともございまして、将来にわたりますては、これらの点についてさらに各方面から検討の結果、施設をプラスして参らなければならぬ点が多々あらうと思ひます。しかし何を申しまして、各国でもやつておられますように、よほどの大規模な資金もしくは機関を持ちませんと、農産物の価格支持は

なかなか困難であります。従つて第一次的には需給の関係を十分に勘案しつつやつて参ることに基盤を置く、そして可能な範囲において今申し上げるような点をつけ加えて参るといふことでやつて参りたいと思ひておられます。今後農業関係の団体の整備等も加わりまして、これらの自主調整等も十分御活躍願ひなければならぬのじやなからうか、諸般総合して目的の達成に努力いたしたいと思ひておるわけでありま

す。

○石田(省)委員 いろいろ農地信託の問題その他ありますけれども、同僚委員がそれぞれ準備しておられますから、私の総括的な質問は以上で終わりますが、ただ大臣に希望したいことは、きより御答弁になりました。非常に重要な問題が幾つかあるわけでありまして、それを単なるおさなりの答弁といふことでなしに、これはぜひ本腰で一つ準備をしていただきたい、これを要望申し上げておきます。

○野原委員長 安井吉典君。

○安井委員 石田委員に引き続きまして、上程されております二法案についてお尋ねを続けたいと思ひのであります。今度の特に農地法の改正につきまして、農林大臣の提案理由の説明その他いろいろお聞きをいたして居るわけでございますが、基本的に今日まで築かれた農地改革をゆるめる方向に進もうとするおつもりが、今度の改正の中の中心になつて居るのではないかと、そのような印象を受けるわけでありま

す。農林大臣、その点いかがですか。

○河野国務大臣 どういうふうに申し上げたらよろしいか、御承知のよう

に、前回農地法を実施いたしました當時と今日と異なります点は、自立農家を育成するといふ意味合いにおきまして、前回は、長年にわたつて適正規模の農家もしくは自作農創設という目標に立つて指導して参りました。その現実に基盤にして農地改革が行なわれたわけでございます。その農地改革の行なわれた精神は、どこまでもゆるめる気持はございせん。ただ今後のわが日本の農業経営の上におきまして、自立農家を育成する意味合いから、経営の規模を拡大する必要が起こつてきておる。そこで経営規模を拡大する意味合いにおきまして、農地を多少集積分合を必要が起つておるといふ意味合いから、もしもそういう誤解があればそれは誤解でございまして、農地法の精神をやわらげるとかゆるめるとかいうようなことは毛頭考えておりません。

○安井委員 ただいま農林大臣の御答弁がございまして、その御答弁が、いろいろな方向から私、反論できるような気がするわけでありまして、その一つとして、いささか旧聞になりますけれども、昨年の秋の農林大臣の談話の中に、旧地主補償に關連いたしまして、今度農地法の改正案も国会に出されて審議されている段階だから、地主補償の問題についても考え直す余地ができたのだといふような意味の御発言を私も新聞で見、今ここにも切り抜きがあるわけでございますが、その点當時のお考えと今も変わりなく大臣はお考えになつておられますか、伺いたいと思ひます。

○河野国務大臣 そこでただいまの御答弁を申し上げたわけでございます。たとえば前回でございまして、御承

知の通り信託という道は開いてなかった。それを今回は信託という道を開くようになったという点等において、多少違いが起つてきておるといふ点は私は指摘いたして、申し上げておつたのでございます。

○安井委員 この記事を読みますと、当時の御発言は、今度の農地法の改正案では、農地信託制度を創設することになっており、それによると、法人の農地所有を認める、一方信託制度を通せば、不在地主もできることになって、従つて、農地改革を実施した当時は不在地主を一切認めず、その上に立つて現在の農地制度を作つたところから見て、農地制度の考へ方は非常に変わつてくるわけである、こういう言い方をなさつておられるわけでありま。今おつしやつた意味もそこに通ずるものだと思つておられますが、この非常に変つておられるという言い方、不在地主も認めるのでないかという言い方、これはもう昔の農地制度の基本的な柱の幾つかを根本的にくつがえすものではないでしょうか。そういう考へ方が今度の改正の中に中心にあるのではないかと、私はそう思ふのです。従来の考へ方の基本は変わらないという御答弁をなさつたわけでありま。すが、この非常に変つておられることは、これはもう根本的に変わつたといふことをここではおつしやつておられると思ふわけでありま。すが、いかがですか。

○河野国務大臣 最初御答弁申し上げました通りに、農地法の精神、農地改革を実施いたしましたその精神においては変わりはない。ただ現実には、具体的に申し上げれば、今申し上げたように

に小さなものが、信託をして一時農業を離れることを認めるといふ点が變つておる、こういうことでありま。す。

○安井委員 變つてないとおつしやいますけれども、しかし現実のこの法案の中に、あるいはまた今の御答弁のとを私どもは理解せざるを得ないわけでありま。す。そういうところに、今度の農地法の改正に対する私どもの基本的な反対態度があるわけでありま。す。そこで、これもそのころの新聞記事から一つお聞きをいたしたいわけでありま。すが、今度の改正にたいしては、な。お現行の農地制度に矛盾があるもので、今度の改正にとどまらず、さらに根本的な再検討をするように農地局に指示をした、そういうことで農地局ではさらに進んだ根本的な改革についての検討を始めておられる、こういうようなことも伝えられておられるわけでありま。すが、その点はいかがですか。

○河野国務大臣 これは私が申し上げませんでも、先ほどもいろいろ石田委員から具体的に農村の実情について御指摘があつて、いろいろ御質問がござ。いました。農村における実情というものは、いろいろな必要もしくは現実から、いろいろな事態が起つてお。ります。これは御承知の通りでありま。す。従いまして、この農地の問題について根本的に、具体的に一体どうしたいのか、精神は、われわれは農地改革の精神を保持するといふことは間違ひござ。いません。しかしそれを具現して参るのになんかいいか悪いか、直すといふばどういふ点を直さなければいかにぬかといふ点について根本的に調査、検討

を命じてありますことは間違ひござ。いません。今検討中でありま。す。検討はいたしておられます。しかしその結論はまだ出ておりません。私は、精神はその精神を生かしていくべきである、しかし、それを具現して参るために、それが一番最後の行政か、手段、方法かといふことについての勉強は續いてやるべきことではないかと思ふのでありま。す。

○安井委員 私は、今度の改正だけでも、旧来の農地制度の相当ひどい骨抜きでないかといふふうな印象を受けるわけでありま。すが、ただいまの御答弁からすれば、さらに進んだ根本的な改正について検討を今進めておられるといふことでござ。います。そういうことよりなことで、今後引き續いて農地法の改正を国会にお出しになるというお氣持のようになつておられるわけでありま。すが、そういうお氣持があらうのか、あるいはまたそれはいつごろなのか、それを伺いま。す。

○河野国務大臣 ただいま申し上げました通りに、検討はいたしてお。ります。結論は出ておりません。結論が出てお。りませんので、いつどうするか、やるかやらぬかといふことは、ここでお答え申し上げる段階に至つてお。りません。

○安井委員 次に、具体的ないろいろ問題につきましてお尋ねを進めたいと思ひま。す。まず初めに、農地等の権利取得の最高制限の緩和が今度からなされているといふことにつきましてお尋ねをしたいわけでありま。すが、現在行なわれてお。ります規定によりまして、相当程度広がつた保有が行なわれているのではないかと、いふふうな気が

するわけでありま。す。これは農地局長にお答えをいたしたいわけでありま。すが、現在全国的に最高保有は現実にはどれくらいになつてお。るか、これは政令で例外規定があるわけでありま。すが、相当高いところまでいく可能性があると思ふわけでありま。すが、その点はいかがですか。

○庄野政府委員 現在農地法におきましては、三町歩をこえる農地保有の権利移動の場合におきましては、自家労働力によつて経営が適正に営まれる場合に限り許可をする、こういうことに限つてお。ります。改正法におきましては、最近におきま。す農業の事情で、経営規模の拡大といふことが非常に大きくなつてお。りま。す。また農業労働事情も、最近におきま。す労働力の移動その他によりまして非常に變つてお。りま。す。従来自家労働力のみによつて経営を行なつていくという事情が、最近におきま。すは、やはり主として自家労働力によつて経営を営みま。すれば、これは自作農といふことに相ならうかと存するわけでありま。す。そして、そういう場合におきま。す経営規模の拡大に資するよう、主として自家労働力によつて経営が行なわれる場合に限りまして三町歩をこして

い、こういうことになつたわけでありま。す。従来と考へ方が根本的に變つたといふことはないわけでありま。す。

なお、現実には三町歩以上の経営規模につきま。しては、三町から五町までの経営の比率が大抵戸数にいたして一・五%、五町以上が一・〇%、こ。ういふことになつてお。ります。

○安井委員 それは北海道は入つてお。りますか。

○庄野政府委員 これは北海道を含んでお。ります。

○安井委員 その点、さらに後ほど各都道府県別の資料を別にいたしたいと思ひま。す。

今の自家労働力で経営できる面積といふ規定でありますけれども、その規定で今度間に合わなくなつて、それを改正して、その制限面積をもつと広げなくてはならないという理由はどういふところにあるわけですか。

○庄野政府委員 これは内地が三町、北海道は十二町になつてお。るわけでありま。す。従来は、自家労働だけでござ。います。ところが、限つてお。つたわけでありま。すが、今後の農業事情は、労働力不足もありま。す。また機械化技術の伸展に伴ひまして、同じ労働力によりまして、機械の導入によりまして経営規模の拡大が適正に可能になつてくる、こ。ういふような最近の情勢等から、やはり経営規模拡大のためには機械力を入れてやつていく場合、その場合にやはりみ。ずから機械を持つ場合もありま。す。あるいは賃耕等の形によつて機械を入れる場合もある、賃耕等によつてやる場合も自家労働力でない雇用労働力になるわけでありま。す。こ。ういふ場合におきま。しても経営規模を拡大できるという従来の考へ方、こ。ういふ点を實際に適するよう

に改めた次第でござ。います。

○安井委員 経営規模の拡大、特に機械化といふ面を強調されるわけでありま。すが、しかし、自家労働力である面積を広げるといふ考へ方でありま。す。機械が入つてくれば、当然これは

は、特定の個人について相当ひどく、
がつていく可能性があるということが
考えられるわけでございます。しか
も、これは大臣にお答えをいただき
たいわけですが、農地を拡大でき
る可能性のある人というのは、農民
の中でもごく少数の富農層に限られ

ければならぬ点であるというふうに思
うのでございまして、富嶺農家が自
分の作らない地所を買つて、これが農
資の対象になつて金がもうかるとかも
うからぬとかいうことにはならぬので
はないか、現実にはそうではないので
はないかと私は考えるのであります。

どん拡張解釈や乱用等が行なわれると
いうような事態があるわけでありま
す。だからそういう意味で今無制限に
してしかも将来すつとこういうもので
いけるかどうかということ、そういう
ような事態の中から先ほど申し上げま
したような弊害が出てきはしないか、

といひましては政府が買取する場合にはそうする、農民が農民同士で取引するときには流通価格、これはやはり農民が自己の経営企業としての採算を考へながら相対で売買されるわけです。おのずからそこには限度ができるので、全国的には十七、八万円から二

農家を大きく拡大するといつても、今局長が言われましたように、狭い面積を買い足すというよりな場合にはあるいは今の十七万から二十万くらいで採算に合いかもしれません。しかし大臣がさつき三町ということを不用意に漏らされましたけれども、今ある平均面

りまとめたいとして、そうして不動産金融までできるところの農民銀行とか農業銀行とかいふものにいたすことが不可能だろうかどうか。何にしても今の三段階をこのままにしておくことは適当でない。抜本的に今申すように一つの組織にすることができかどうか。できないとすればどの程度まで改善できるかということを議会終了後に研究いたしまして、次の国会までに準備をいたしたいと考えておるのでございます。

○安井委員　私は今の農地の移動をばんでいる理由の一つに、先ほど言われました小作料の問題、さらにまた農地価格の問題があり、さらにまた金融の問題がある、こういうふうに考えて

いるわけですが、それについては大臣も全く同意見のようであります。

す。特に今農地の金融の問題について新しい構想をお出しになりましたが、

この間私ある必要から、河野農林大臣がいろいろ思いつきを発表されている

数を勘定したわけでありませんが、これ
はすいぶんたくさんあるわけです。そ

の思いつきの中には非常にいいものもあるし、そんなものをやられたら困る

と思うものもたくさんあるわけであり
ます。しかし爽った構想というものは

あまりないようであります、この金

障の問題につきまして、今御検査か
進んでいるようですが、一つそ

の御検討の結果に待ってさらに私どもの考えを申し上げたいと思うわけであ

ります。農地の信託は農地の流動化を促進するという建前でお作りになったと

いうふうにお聞きするわけでありすが、信託の運用の基本的な考え方はど

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 277: 1033-1037.

れを農協に預けることができるという
ことに留なるわけであります。また従

来、先ほど申しましたようになかなか借り受けのチャンスがない人が信託によつて出ました農地を耕作する機会が出る、こういうことに相なるわけでございますが、この信託の行為が大体契約で六年以上ということにしたいと思っておりますけれども、その範囲において耕作を希望する農民に農協としてはこれを貸貸していく、こういうことに相なるわけでございます。先ほどからお話のように、特に耕作者の地位の不安を招くということはない、そういうふうに考えております。

○安井委員　私はもう結論を伺っているわけですが、普通の貸貸借、小作契約等においての契約解除に際しては、際してよりも、信託による契約解除の方が不利な扱いになる、なるかならないか、そのイエスかノーかということを伺っているわけです。

○庄野政府委員　貸付信託によります

分は農協から組合員に貸し付けます。これは農協から組合員に貸し付けます。場合、これは信託による農地の貸付だ、こういう初めからの約束で耕作農民に貸すわけでございまして、それを承知の上で農民は耕作する、こういうことに相なるわけであります。そういう意味もありまして、できるだけ信託によります期間を六年以上にしたたい、このように考へてゐるわけ

あります。あまり短いとかえって借り受け耕作農民に不安を来たすということになります。初めからの約束でござ

います。が、六年以上にして、できるだけその範圍において地位の安定をはかつていく、こういうふうに考えております。

○安井委員 ですから私がお聞きして
いるのは、信託による最後の貸借の
期限切れについては農地法の保護がな
いんですね。その点を伺っておるわけ
です。

○庄野政府委員 信託によりする分
につきましても、信託規定を初めから
行政官庁の認可事項にいたしておりま
す。その範囲におきまます分については
二十条の解約等の許可は要らない、こ
ういふことにいたしております。

○安井委員 やつと今現実のお答えが
出たわけでありまますけれども、信託と
いうものの仕組みと農地法の精神と
は、今のお話し合いの中からもおわか
りになるように矛盾しているわけであ
ります。だから農地法の精神と信託とい
う一つの仕組み、こういうものは矛盾が
必ず出てくると私は思うわけでありま
す。

そこでさらに伺いたいのは、委託者
である農民が離村した場合は、これは
一応不在地主を認めたということにな
るわけですね。

○庄野政府委員 貸付目的におきま
する農地信託におきまして、前の所有者
が離村するという場合も考えられるわ
けでございます。この場合におきま
する当面の農地の所有権は農協に移つて
おるわけでございます。法形式的に
は信託行為を受託いたしました農協が
土地の所有者である、そうしてその信
託行為の範囲内において新しい組合員
に土地を貸していく、こういうことに
相ならうかと思ひます。

それから信託行為によりまして六年
以上ということになりまして、また村
に帰ってきて自分で耕作するというこ
とになりますれば、信託行為の範囲に

おいてもとの地位に返る、こういう建
前をとっておるわけでありまます。農地
法で言ういわゆる農地改革当時もっぱ
ら努めまして旧地主的なものがこれに
よつて発生するとわれわれは全然考え
ていないわけでありまます。いわゆる不
在地主的なものが反社会的、結果的には
出る場合もあるかと存じまます。農
地法で言ういわゆる旧地主がこれに
よつて発生するということは全然考え
られないとわれわれは考えておりま
す。

○安井委員 農地局長はきわめて農地
改革制度の基礎を守ろうとていとお考
えが旺盛なものですから、不在地主だ
とか、農地法に反するとかという言葉
をずいぶんおきらいになるものですか
ら御答弁が大へん長くなるわけであ
りますが、しかし今のお話の中からも
はつきりうかがえますことは、やはり
期間を切つた不在地主というものを
はつきり法律で認めるということにな
るわけでありまます。この点は明らか
であります。

さらにまたこの運用の問題でありま
すけれども、この売り渡し信託という
ふうな方法がどれくらい利用されるか
というところであります。これは自分の
土地を自由に処分することができない
ような人が農協に頼みに来るのであ
らうと思ひわけでありまますけれども、
一体この制度が売り渡し信託あるいは貸
付信託、どちらでもさうでありますか
れども、どれくらい利用されるであら
うか、それを伺いたいと思ひます。

○庄野政府委員 新しい制度でござい
ますので、これについての見直しはな
かなか立たない状態でございます。た

だわれわれが考えまますのは、まず特に
海外に移住するとかあるいはもう全然
農業をやめて都会に出る、そういうた
はつきりした面については売り渡し信
託を利用されていく、こう思ひわけ
でございます。そういうものがどの程
度出るか、これは今後の農村における
労働市場の状況によるかと思ひます。
なお貸付信託というもののから徐々に
売り渡し信託の方にもまた発展する可
能性もあるかと思ひます。数量的に
これを把握するということは、現在の
段階においてはなかなか困難じゃな
いと思ひます。

○安井委員 私は現実にはこういう
ケースが当面現われてこないのではな
いかというふうな気がいたしまます。と
いうのは、売り渡しにいたしまして
も、自分で勝手にもつと有利に売れる
というふうな道が開かれてある以上、
農地価格は自由なんですから、しかも
売買は自作地であれば自由なんです
から、そういうような道がある以上は、
あまりさういふふうなケースが現われ
てこないのではないかとさういふ気が
するわけでありまます。しかしこれは
予想ですからまだ何とも言えないわけ
であります。ただ考えられますのは、
現実は今ある問題でありますけれども、
農協協同組合が農家に融資をして
いる場合がおります。ところがその
借金が雪だるま式にたまりまして、
にっちもさっちもいかなくなる、さう
いうような場合に借金のカタは農地を
とつてもらう、そういうケースが現実
にあります。ですからさういふ場合は
今でも違法なかもしれませんが、農
協は何かの形で農地を担保に實際は
やっているのではないかと思ひます。

やつていふというふうな例があるよう
です。それが今度の信託の制度ができ
れば全くしつくりしたような仕組みに
なつて、結局借金のカタは農地をと
るのきつめて都合がいい仕組みがで
きた、さういふようなことになるので
はないかというふうな気がするわけ
であります。これも現実問題としてい
ろ考えなければならぬ面もあ
りまますけれども、むしろそんなふうなケース
が多くて、実際のところはこれがさう
善用をされるという道が割合にない
じゃないかというふうな気がいたしま
す。

そこで今私は農協の借金のカタにと
るというふうな問題にちよつと言及し
たわけでありまますけれども、その農
協自体は、この法律の中では受託者とし
て現われてくるわけですから、ところが、
信託法の第九条の規定だと思ひます
が、受託者の利益享受の禁止の規定が
あります。「受託者ハ共同受託者ノ一
人タル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以
テスルヲ問ハス信託ノ利益ヲ享受スル
コトヲ得ス」という規定があります。
これに関連いたしまして、今の農協が
自分の借金整理のためにさういふた
うな処理をする、さういふような仕組
みについて、この規定とどういふふう
に考え合わせられますか。

○庄野政府委員 農地の信託につ
きましては、農協は受託者といまして
信託契約に定められた方法、これは売
り渡し信託があるいは貸付信託、それ
以外にはこの農地信託については農協
はやれない仕組みになっております。
それで売り渡し信託におきましては、
これは売り渡しを目的に信託を受ける
わけでございますので、先ほど安井先

生が御指摘になりましたように、受託
者としては善良なる管理者の注意義務
をもちまして組合員にこれを売つて、
その取得価格から手数料、不動産の登
録料その他の必要経費を引いたものを
委託者に渡す、さういふことに相なる
わけでありまます。これについて、い
わゆる必要経費、手数料だけをとる、こ
ういふことに相なるわけでありま
す。

○安井委員 大臣、いかがでしょう。
今の信託の仕組みについて、私はこれ
が出てくる必然性は全くないとは言
いませんけれども、しかしながら信託法
というふうな一つの法律をかりに借
着してきまして、その借り着によつて
いわゆる農地の異動を促進しようとい
う苦肉の策だと私は思ひます。とこ
ろが、一たん借り着してきた信託法の
規定の方が積極的に動いて、農地改革
の本旨というふうなものをその借り着
の信託法の気持によつて動かされてし
まつて、結局制度の根本を失うよう
なおそれがある、私はさう思ひます
が、大臣はどうお考えですか。

○河野国務大臣 私は農協の構造を改
善し経営規模を拡大して参ります必要
性は、今日どなたも非常に強く要望し
ていらつしやうと思ひます。その際
に、いかにして農地を集約化してい
くか、これを結果していくかという道
を考えましたときに、一方においては土
地に対する愛憎、愛憎というものは非
常に強い、必要以上に強いから、そこ
に必要以上のケースを越えての農地価
格が出てくるということだと思ひので
あります。これをいかにして合理的に
そのケースを乗り越えて参るかとい
え、これは一つの手段だらう、さう考
えるのでございます。これより他に適

当道があれば、それもやたらよろしい。これ一つに限ったものではありませぬ。あらゆる方法をもつて、農業の近代化、新しい農業というものを充実して参ります手段に使うということ

は、一向差しつかえないのじゃないか。今お話を承っておりますと、農地法をこれによって混淆するようないことがあつたら大へんだということに非常に御心配のようであります。農地法の精神はあくまでも守ります。しかし、農地法の精神を守ることが農村の幸福を唯一のものだと私は考えません。農村の幸福を安定し、農村の幸福を守る唯一の道は、自立農家の育成であり、強化であり、ここに最終目標を置くべきである、この農地法の精神を守ることはその一つの手段である、この私は考えておまして、いろいろな面からこれを加えて施策して参ることが適當ではないか、こう考えております。

○安井委員 大臣がおっしゃるその目的は、私もよくわかります。あくまでも農地の拡大によりまして経営を安定させていくという、そのお気持はわかります。その公益的な目標は、これはわかるわけでありませぬけれども、しかしながら実際のところは先ほどの農地局長の御答弁でも明らかのように、不在地主が認められたり、あるいはまた一般の賃貸借であれば農民保護が強いに、土地取り上げを可能にしたり、こういうような点から私も目標は正しいかもしれないけれども、借りものの借物の仕組の方に災いをされて、数々の問題を提起するのではないか、そういうふうな印象を今の御

答弁でもぬぐうことができないわけでありませぬ。

次に開拓不用地の処理の規定があるよりありますが、これをさらに今後には旧所有者優先で払い下げをしていく、さらにまたそれを一般承継人にまで拡大をしていく、こういうふうなお考え方がここで示されているわけでありませぬ。ただ私は、これは大臣にお尋ねをしたいのでありますが、開拓については今後の新たな取得をやめて、土地取得を上げていくという方向ではないかというふうなお考え方をかつてお示しになっておられたわけでありませぬけれども、そういうふうなお考え方が今度の農地法の改正の中にも現れてきたものだと私は理解せざるを得ないわけでありませぬ。しかしながら、零細経営を克服しなければいけない、そのための耕地面積の拡大に期待しなければいけない、こういうふうなお考え方が先ほど来強く示されたわけでありませぬ。そういうしますと、今まで取得されております開拓財産を戻してしまふ。その戻し方にももちろん問題はありますが私は思うのでありますけれども、耕地拡大を期待する農民の気持に反するのではないか、いかがでしょう。

○庄野政府委員 開拓財産として買い取りました未墾地あるいは農地、旧自創法時代に買取られました保有いたしております農地、そういうものはそれぞれ農地につきましては自作農創設の目的を持って、それから未墾地ににつきましてはこれを開墾しまして自作農を創設する目的を持って、買取されているわけでありませぬ。これが自作農創設の目的上不用となりましては場合

従来通り八十条で旧所有者に返したわけでありませぬ。それが旧所有者につきましては、その一代限り、こういうことに相なつていた次第でございませぬ。この市町村有等のものにつきましても、市町村合併等が再々行なわれましても、いわゆる吸収合併等なされました場合に、旧所有者であります市町村にこれが返せないといったような面に非常に不都合があるわけでありませぬ。

不用地を返します場合のその範囲をただ一般承継人にまで拡大したにすぎないわけでありませぬ、特に不用地の範囲を拡大して払い下げる、そういう意味のものではございませぬ。一代限りだったものを一般承継人にまでただ範囲を広げていくというのが公平の原則に合ふ、こういうふうな考えで処理いたしておる次第でございませぬ。

○安井委員 そこで大臣にお尋ねをしたいわけでありませぬ、今の御答弁では、私はどうも不満なわけでありませぬ。何か開拓不用地を旧地主に返すというふうなことから、例の旧地主補償の何か足がかりをこの規定の中から作ろうとなすつておられるのではないか、こういうふうなことは邪推かもしれませんが、そういうふうな御答弁が、いかがでございますか。

○河野国務大臣 そういふ考えは毛頭持っておりませぬ。むしろ積極的に、私は今まで申し上げておりますように、原野をいかにして開墾し、いかにしてこれを農地に拡大をし、これを利用して自立農家を達成するかという方向に積極的に前進して参らうと考えておるものでございまして、今お話のようなことは全然考えておりませぬ。

○安井委員 そこでちよつと関連して伺いたいのでありませぬ、農業構造改善事業の中でも、そういうような林野を開放して、もつと、たとえば草地を造成してこういうふうな草地をお考え方があるということも伺うわけでありませぬ。ただ農業構造改善事業の場合は特定の地域、具体的には市町村を単位としてお考えになっておられるようでありませぬ、そういう草地の造成、開拓で、すでに国有地となつておるものやその他林野だとかそういうものを払い下げて、畜産のための大きな基礎を築こうというふうなお仕事は主産地形成という表現をしても差しつかえございませぬ、そういうものは一つの市町村だけでなしに、もつと大きく県単位とか郡単位とか、そういう広い範囲でお進めになる、そういうふうなお気持はないか。ですから農業改善事業は何か小さなワケがはまつて一つ一ついつているようでありませぬ、そういうなりに、その上に重ねて、大きな改善地域といふことが、そういうものを形成していくところ、こういうふうな財産を処分していく、こういうふうな持はないかというところをお伺いしたい。

○河野国務大臣 むしろ適当な酪農事業の経営というところになりますれば、これまでよりも少し大規模にしていかなければならぬと考へます。従つてこれは適地がございませぬば大規模のものをどんどん扱ふということに指導して参りたいと考えております。

○安井委員 そのお考え方は、農業構造改善事業のワケ内での今のようなものをなさうとするのか、それとも別なワケでなさうとするのか、お考えを伺いたい。

○河野国務大臣 今年度の予算にもすでにお認めいただきましたように、予算としては二億程度のものでございませぬけれども、構造改善の中にこれを入れて利用するといふ場合もございませぬ、ワケの外で適當のものがあればほとんどかかつていくというふうな一応建前にして、農業改善のワケの外で適地の開墾を奨励して参るというつもりであります。明年度におきましてはもう少し大規模にしていきたいと考えております。

○安井委員 明日は大臣がおられないのでありますので、もう一つだけ伺つてあとの質問は明日に譲りたいと思ひます。

今度の農地法あるいは農協法の改正の中で農事組合法人の規定に法文の相当部分がさかれています。その改正についてそれを進めることには私も賛成であります。ただこの規定を見ますと、設立だとか解散だとかそういう問題が非常にむづろきに扱われているやうな気がするわけですが。社団法人の例になつてごく簡単な案でこの登記その他ができるように、いわゆる届出主義といふことが、そういうふうなことができるようにというふうに聞かれます。しかしながらその反面に法人に対する保護なり助成なりというふうな積極的なお気持というものがこの法案の中にはないわけですが。ですから私も今度の農業生産法人をいろいろお考えになつてはいるけれども、とにかく格好だけはつけておくのだ、しごく簡単に

投げやりにしておいて、積極的にこれを保護、助成していくというお気持は——だからあまりしつかりした基礎がないものですから、保護、助成の方は投げやりにしていくのだというようなお気持があるのではないかというふうな気がするのですが、その法人に対する今後のお気持、お考え、そういうものを伺いたいと思います。

○坂村政府委員　かわりましてお答え申し上げますが、農業生産法人は、御指摘のように設立を非常に簡素化したしまして、戦争前の農事実行組合と同じような姿で登記をすればいいということ、それから行政官庁に届出をするというふうに非常に簡素化したわけでありますが、今のところいろいろ農業近代化資金であるとかそういうた金融の面におきましては、もちろんそういろいろなものもが末端では一つのまとまりになりまして、融資の対象等にはなろうと思つたのでありますけれども、特にこれに対しては補助をどうこうということはまだ別に考えてはおおりません。しかし一面におきましては、農業経営を行なうような者については農業協同組合の正会員にする、こういうようなことで全体としての活動が動いて参りますように、そういう配慮をしておるわけであります。

○安井委員　大臣、大体問題点はおわかりになったと思うわけであります。が、その農業生産法人に対して今後どういうふうなお気持でやっていかれるのか。特にこれは自立農家の問題と並んでくると思うわけであります。どちらに力を置いてお進めになるか、それをも一つ伺いたいと思います。

○河野國務大臣　御承知のように、まず基礎を自立農家に置きますけれども、農業はあくまでも単位をなるべく大きくしていく必要があると思うのであります。共同化が必要でございします。その意味におきまして、なかなか共同と申しましても今日地方の実情でこれは困難な場合が非常に多いわけがあります。そういう場合に法人格を与えましてそれを一つの単位にしてなるべく皆さん集まって協業をして参るようには指導して参りたいというように考えるわけでございます。

○安井委員　その自立農家と共同化とどちらに重点を置いていけるか、それを最後に伺います。

○河野國務大臣 自立農家が集まつて法人を作りまして、そうしてなるべく協業し、これが農村の基盤になつていくようにいたしたい。なるべくみんなに共同の精神を育成して参るためにも基盤を強化して参るようにこゝろいふものを取り上げたいだらう、こういうことで奨励したいと考へます。

○安井委員 どうも僕らの理解と違ふ

○安井委員 どうも僕らの理解と違ふ
ようであります。農業基本法の中には
いわゆる「自立農家」と「協業」と書いて
ありますが、その二つを別々なものと
して出しておられるようです。そこで
私はどちらにウエートを置かれるおつ
もりか、こういうことをお聞きしたい
わけであります。

○河野国務大臣 自立農家と申しまして、仕事はなるべく一緒にやった方がいい。単位は、経済は、仕事はなるべく協業にいたします。

○安井委員　よくわかりませんが、
も、とにかく農業生産法人の問題を非
常にお力を入れていかれるという大臣

のお気持ち、自立農家の上にさらにまたその共同化を進めたいという積極的なお気持ちだと一応理解いたしました。きょうのところは終わります。

○野原委員長 明日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十九分散会

午後六時二十九分散会